

**特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】
に関する調査検討報告書**

平成24年2月

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

はじめに

三重県では、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間放置され生活環境保全上の支障又はそのおそれが懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保する目的で、平成16年度から安全性確認調査を実施しております。また、平成19年7月に『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』を条例で設置し、これまでの対応の課題と責任を明確にするとともに、今後、このような不適正処理が起これないように再発防止策を提案・提言することとしました。

当委員会では、廃棄物処理法及び指導要綱に照らし、「四日市市内山事案」に対して三重県の対応が適切であったかという観点から個別の行政対応について調査検討を進め、検証・評価を行いました。過去の行政対応を振り返るため監視日報や業務報告などの膨大な公文書を綿密に調査し、対象事案の事実を積み上げ論点を整理するとともに、課題を明確にするため当時の職員や地域住民の方々のご理解ご協力のもと聴き取り調査を行いました。

職員への聴き取り調査では、公文書からは分からない対象事案の背景や経緯、施設又は事業者に対する認識を的確に把握することができました。また、職員が様々な懸念を抱えながら各事案への対応に苦慮していたことも窺い知ることができました。地域住民への聴き取り調査では、隣接する4自治会すべての役員や住民の方々から“生の声”をお聞きすることができました。地域住民の方々には、当時、三重県が真摯に対応しなかったことについて不信を持っており、今もなお、対象事案が地域住民に不安を与え続けていることは憂慮すべきことです。地域住民の方々からは、対象事案における三重県の対応にとどまらず、三重県の産業廃棄物行政への提案・提言もいただいたところであり、担当部局においては、その声に真摯に耳を傾けてもらいたいものです。聴き取り調査を快諾いただいた多くの方々には深く感謝申し上げます。

全国の地方公共団体では産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止が重要な課題となっており、三重県でも「四日市市大矢知・平津事案」や「桑名市五反田事案」での調査検討を受け、未然防止策を講じています。しかしながら、不法投棄の件数や量は減少傾向にあるものの産業廃棄物の不適正処理は少なからずあり、組織一体として継続して未然防止に取り組んでいく必要があります。

本報告書では様々な再発防止策を提案・提言していますが、これは産廃特措法に基づく支援を受けるための提言ではありません。三重県の産業廃棄物行政全般への提案・提言と捉え、これを所管する部局や担当する職員が当事者意識を持ち、報告書を真摯に受け止め着実に再発防止策を実施していくことが重要であり、それを期待したいと思います。

この報告書が対象事案の生活環境保全上の支障の除去等を推進し、行政と地域住民との信頼感を深め、さらには三重県の産業廃棄物行政の推進に役立てることになれば幸いです。

平成24年2月

三重県「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」
委員長 田中 勝

目 次

1 調査検討の目的	・・・・・・・・・・	1
(1) これまでの経緯		
(2) 調査検討委員会の位置づけ		
2 調査検討の方法	・・・・・・・・・・	2
(1) 調査・検討の考え方		
(2) 調査対象とした関係機関		
(3) 調査対象とした期間		
(4) 調査の方法(具体的な調査手法)		
3 委員会の概要	・・・・・・・・・・	5
(1) 委員会の開催概要		
(2) 委員会の開催状況		
4 対象事案の経緯と概要	・・・・・・・・・・	7
(1) 対象事案の概要		
(2) 対象事案の主な経緯		
5 個別の行政対応に係る調査結果	・・・・・・・・・・	13
(1) 第1～2期【昭和62年 5月～平成 9年 9月】		
(2) 第2期 【平成 5年 4月～平成 9年 9月】		
(3) 第3期 【平成 9年 9月～平成10年11月】		
(4) 第4期 【平成10年11月～平成11年 9月】		
(5) 第3～5期【平成 9年 9月～平成16年 3月】		
(6) 第6期 【平成16年 4月～平成23年 9月】		

6	県の対応に関する総合的な評価	31
(1)	施設及び事業者に対する県の認識	
(2)	指導監督権限の行使の妥当性	
(3)	地域住民及び関係機関等との連携	
(4)	県の組織体制	
(5)	排出事業者及び土地所有者に対する責任追及	
(6)	結論	
7	再発防止について	37
(1)	委員会からの再発防止についての提案・提言	
(2)	同種事案に関する提案・提言と現状	
(3)	県の再発防止策の現状【参考】	
(4)	三重県の産業廃棄物の不法投棄の推移【参考】	
(5)	廃棄物ダイヤル110番・ファックス110番の推移【参考】	

巻末添付 参考資料

- | | |
|-------|---|
| 参考資料1 | 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 条例 |
| 参考資料2 | 三重県知事からの諮問文書
(平成23年10月11日付け環森第19-168号) |
| 参考資料3 | 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿 |

1 調査検討の目的

(1) これまでの経緯

三重県（以下「県」という。）は、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間大量に放置されており、生活環境保全上の支障等が懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保するという趣旨から、総合計画「県民しあわせプラン」の重点プログラムとして、安全性確認調査（「測量調査」、「地質調査」及び「廃棄物・土壌・水質等調査」）を実施しており、四日市市内山事案（以下「対象事案」という。）もその一つである。

対象事案は、許可面積及び容量が超過し、かつ、許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）の埋立が行われた不適正処理事案である。

そのため、県は、安全性確認調査専門会議を設置し、県が実施した調査結果等の検討を行うとともに、生活環境保全上の支障又はそのおそれの有無の判断や、支障又はそのおそれがある場合の除去対策等の検討を行った。

対象事案は、安全性確認調査専門会議から、「硫化水素は、毒性の強いガスであるが、大気中に放出されると希釈・拡散されるため、重大な事故が発生するおそれはないと考える」が、現状のまま放置すれば「硫化水素による悪臭などの被害が生じるなど、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、廃棄物処理法の規定に基づき、支障のおそれを除去するための措置を講じさせる必要がある」との指摘がなされた。このため、県は、当該意見を踏まえ、平成18年3月14日に、(株)シーマコーポレーション（旧成豊株）及び不適正処分当時の代表取締役（以下「原因者」という。）に、発生ガスの排除・処理、雨水浸透防止並びに廃棄物の飛散及び流出の防止を内容とする措置命令を発出した。

しかしながら、原因者は、措置命令の着手期限である平成18年6月13日までにこれを履行せず、硫化水素ガス濃度は最大5,000ppmと高濃度であり、敷地境界でも臭気が感じられたことから、県は、発生ガスを回収処理する行政代執行を緊急的に実施することとした。

その後、安全性確認調査専門会議から「県が、代執行により、ガス抜き管の設置及びガスの吸引・処理を行うことはやむをえない。」との意見を受け、平成19年2月5日、原因者に行政代執行の実施を通知したうえで、平成19年2月16日から行政代執行を実施している。

この緊急の行政代執行は、発生ガスの回収処理及び立入禁止措置を講じるものであり、平成18年度からこれまでに、工事費として58,023,000円、維持管理費として年額5,481,000円を要しており、原因者にもその費用を求償しているところであるが、平成24年1月末日時点で、当時の代

表取締役から 180,000 円が納付されたのみである。

(2) 調査検討委員会の位置づけ

県は、これまでに、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者等に支障の除去等を講じるよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の5に基づく措置命令を発出し、その是正に取り組んでいるところである。

なお、これらの事案のうち、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）による国の支援を得て、県が行政代執行により支障の除去等を行う場合には、同法及び基本方針に基づき、これまでに県が行った措置等の内容及び今後の再発防止策等を明らかにすることが必要とされている。

このため、県は、これらの状況を踏まえ、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年三重県条例第38号）を制定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する知事の附属機関として、第三者である学識経験者等で構成される『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）を設置し、対象事案に係る県の対応に関する課題と責任を明らかにするとともに、今後、県が取り組むべき再発防止についての検討を行うこととした。

2 調査検討の方法

(1) 調査・検討の考え方

県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らして、次のような観点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにした。

行使すべき権限を行使していたか。

権限の行使が内容や時期において適切であったか。

地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

(2) 調査対象とした関係機関

廃棄物処理法、指導要綱及び関係法令を所管する県の本庁及び地域機関とした。

(3) 調査対象とした期間

成豊(株)が産業廃棄物処理事業計画書を県に提出した昭和62年5月21日から、諮問日の前月末日(平成23年9月30日)までとした。

(4) 調査の方法(具体的な調査手法)

調査対象とした関係機関が保管している対象事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴き取り調査により事実関係を把握した。

当時の関係者からの聴き取り調査については、次のとおりである。

委員会が実施した聴き取り調査

調査期間 : 平成23年11月29日~12月20日

調査対象者 : 県職員12名(うち退職者3名)

地元自治会14名

調査方法 : 委員及び事務局職員(委員1名・事務局職員1名)が、事務局作成のヒアリングシートに基づき、調査対象者から聴き取りを実施

県(事務局)が実施した補充調査(補充ヒアリング)

調査期間 : 平成23年12月8日、平成23年12月15日

平成23年12月19~20日、平成24年1月19日

調査対象者 : 県職員6名(うち退職者3名)

調査方法 : を総括し、補充的に委員及び事務局において調査対象者から聴き取りを実施

県(事務局)が実施した補充調査(文書照会)

調査期間 : 平成23年12月19日

調査対象者 : 県職員5名(うち退職者1名)

調査方法 : を総括し、補充的に調査対象者に文書照会を実施
主な質問内容は次のとおり

質問項目(内山事案)

時期	質問内容・項目
第1～2期	【成豊】業許可申請・更新許可申請にかかる審査
第2期	【成豊】施設使用開始報告から H9.9 改善命令までの指導経緯 【功進】業許可申請の審査・施設設置届の指導経緯 【功進】中間処理業許可から H9.9 改善命令までの指導経緯
第3期	【功進】変更許可申請(中間処理)の審査 【功進】H10.2/ H10.7 改善命令までの指導経緯 【功進】委託基準違反での許可取消の検討について 【成豊】H10.7/ H10.10 改善命令までの指導経緯 【成豊】事業停止・許可取消にかかる対応
第4期	【功進】欠格要件該当での許可取消の検討について 【功進】行政処分断念から H11.4 改善命令までの指導経緯 【功進】許可取消にかかる対応
第3～5期	成豊(株)施設拡張計画・(有)功進新施設設置計画にかかる対応
第6期	安全性確認調査から行政代執行の実施にかかる対応
共通	本庁と地域機関との連携、意思疎通について 地元との連携、情報交換、情報提供について 四日市市との連携、情報交換、情報提供について 事業者及び施設に対する認識について 今後の国、県の廃棄物政策に関する意見について

<備考>

期	期間	概要
第1期	昭和62年 5月21日～平成 5年 4月12日	成豊(株)事業計画書提出～成豊(株)施設使用開始報告書受理
第2期	平成 5年 4月13日～平成 9年 9月18日	成豊(株)施設使用開始報告書受理～成豊(株)・(有)功進への改善命令
第3期	平成 9年 9月19日～平成10年11月 6日	成豊(株)・(有)功進への改善命令～成豊(株)の許可取消
第4期	平成10年11月 7日～平成11年 9月 1日	成豊(株)の許可取消～(有)功進の許可取消
第5期	平成11年 9月 2日～平成16年 3月31日	(有)功進の許可取消～安全性確認調査
第6期	平成16年 4月 1日～平成23年 9月30日	安全性確認調査～諮問日前月末日

3 委員会の概要

(1) 委員会の開催概要

対象事案については、第1回委員会において、その概要及び経緯を把握するとともに、調査検討の方法と各期の調査検討のポイントについて議論した。なお、第1回委員会までに、委員の現地視察を実施した。

第2回委員会では、各期（第1期～第6期）の成豊(株)・(有)功進の動向、各期の法律・要綱の概要と主要な論点を整理し、論点整理表を検討するとともに、聴き取り調査で確認すべき事柄を議論した。

なお、第1回委員会・第2回委員会では、公文書に基づき整理した各期（第1期～第6期）の詳細な経緯表もあわせて確認し、議論を深めることとした。

また、第2回委員会と第3回委員会の間に（平成23年11月下旬～12月中旬）公文書で把握できない当時の事情を確認するため、当時の県職員や地域住民から聴き取り調査を実施し、より詳細な事実確認を行った。

第3回委員会では、平成23年11月下旬から12月中旬に実施した委員ヒアリングの概要を報告し、対象事案の課題を明確にするるとともに、再発防止策の提言について検討を行った。

第4回委員会では、これまでの議論を踏まえ、答申素案の検討を行い、第5回委員会において、「報告書」のとりまとめを行った（この間に補充調査（委員ヒアリング）を実施した。）

なお、委員会は透明性を確保するため、委員ヒアリングの概要の報告を除き、すべて公開で開催した。

(2) 委員会の開催状況

回	期日	場所	概要	備考
1	平成23年 10月11日	ウインクあいち (愛知県産業 労働センター) 12F 小会議室(1207)	1. 対象事案の諮問 内山事案 2. 対象事案の調査検討 (1) 事案の概要・経緯について (2) 調査検討の方法について (3) 各期の調査検討のポイントについて (4) 第1期～第2期の論点について	公開
2	11月2日	名古屋国際 センター 3F 第二研修室	1. 対象事案の調査検討 (1) 論点整理の考え方と法律・要綱の概 要について (2) 第1期～第6期の主要な論点につい て	公開
3	12月26日	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター) 2F セミナールーム6	1. 対象事案の調査検討 (1) 委員ヒアリングの概要について (2) 委員ヒアリングから抽出した課題 の整理及び検討について	非公開 公開
4	平成24年 1月16日	ウインクあいち (愛知県産業 労働センター) 12F 小会議室(1207)	1. 答申素案の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整 理とりまとめ (2) 今後の再発防止策のとりまとめ (3) 調査検討報告書のとりまとめ	公開
5	2月14日	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター) 2F セミナールーム6	1. 答申案の検討 (1) 調査検討報告書のとりまとめ	公開

4 対象事案の経緯と概要

(1) 対象事案の概要

対象事案は、成豊(株)の安定型処分場（以下「本件施設」という。）並びに(有)功進の中間処理施設（以下「本件中間処理施設」という。）及び自社処分場（以下「本件自社処理施設」という。）における産業廃棄物の不適正処理事案である。

成豊(株)は、昭和62年5月21日に産業廃棄物処理事業計画書を提出し、県予備審査要領に基づく予備審査を経て、昭和63年1月9日に、産業廃棄物処理施設設置届（安定型最終処分場）を提出し、平成元年3月31日には産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可を受け、事業活動を開始している。

本件施設では、当初から、排水基準（廃棄物処理法施行令第6条第1号八で準用する同法施行令第3条第4号口の規定に基づき遵守すべきこととされる排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準。以下「排水基準」という。）を超える浸出水又は湧水が認められるなど、度々、排水基準を遵守するよう指導を受けており、平成元年12月27日には文書勧告がなされている。

しかし、平成2年から平成5年まで、成豊(株)は実質的な事業活動を行っておらず、平成5年4月から事業活動を再開し、平成6年5月には更新許可を、平成6年7月から8月にかけて変更許可（取扱品目の変更）を受けている。

その後、成豊(株)は、許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）及び一般廃棄物の搬入、施設の構造基準違反や維持管理基準違反で度々改善を求められているが、改善は遅々として進まず、平成6年3月の警告、平成7年3月の勧告、平成9年5月の指示、平成9年8月の警告、平成9年9月の改善命令、平成9年10月の警告、平成10年7月の改善命令など文書による指導や行政処分を受けるに至っている。

しかしながら、本件施設は、昭和63年1月提出の施設設置届と大幅に相違していたことから、県は、平成10年9月9日に、成豊(株)に事業の全部停止を命じたが、成豊(株)がこれに違反し産業廃棄物を搬入したため、県は、平成10年11月6日に許可を取り消した。

一方、(有)功進は、平成7年6月に収集運搬業の許可を受け、平成8年2月には、中間処理（破碎）にかかる産業廃棄物処理事業計画書を提出し、指導要綱に基づく事前協議を経て、平成9年1月には、中間処理業（破碎）の許可を受けている。

また、平成9年5月には、規模未満自家処分場設置届を提出し、本格的に事業活動を開始した。

なお、(有)功進は、平成9年1月の業許可では、木くず・紙くずは取扱品目に入れていなかったが、平成9年4月に木くず・紙くずにかかる中間処理（破碎）の産業廃棄物処理事業計画書を提出し、指導要綱に基づく事前協議を経て、平成9年11月20日に許可を受けている。

(有)功進は、事業開始当初から、許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）の搬入及び産業廃棄物処理基準違反（廃プラスチックを最大径15cm以下に破碎すること）で度々改善を求められ、平成9年9月、10月に文書警告を、平成10年2月、7月には改善命令を受けている。

しかしながら、(有)功進の改善は進まず、平成10年12月以降は、破碎機の稼働がなく、本件中間処理施設に産業廃棄物が大量に保管されることとなったことから、県は、平成11年2月には警告を、平成11年4月には改善命令を発出することとした。

(有)功進は、平成11年4月の改善命令を履行することなく、また、本件自社処理施設の容量も超過していたことなどから、平成11年9月に許可が取り消された。

その後、県が平成16年から平成18年にかけて安全性確認調査を実施したところ、硫化水素ガス及びメタンガスの発生が認められたことから、平成18年2月の安全性確認調査専門会議の意見を受けて、平成18年3月に、発生ガスの排除・処理、雨水浸透防止並びに廃棄物の飛散及び流出の防止を内容とする措置命令を発出した。

対象事案は、四日市市の西、東名阪自動車道・四日市ICから直線で約2.5km南西の四日市市内山町地内に位置している。廃棄物は、旧地形の谷筋を掘削して埋め立てられており、現状では、廃棄物が露出している状況であるが、不適正処分から10年が経過しており、埋立地全体は、植生が付き、小丘の様相を呈している。

表 1 - 1 処理施設に係る概要

原因会社名	成豊(株) [平成13年7月 (株)シーマコーポレーションに改称]	(有)功進
施設 (3つの施設 が隣接)	安定型最終処分場	中間処理施設・ 自社処分場(安定型)
設置場所	四日市市内山町字高砂 8810-4 他 8 筆	四日市市内山町字高砂 8816-1
許可年月日	平成元年 3 月 31 日 処分業の許可取得	平成 9 年 1 月 31 日 中間処理業(破碎)許可取得
許可品目	廃プラスチック類、ガラスくず及び 陶磁器くず、金属くず、コンクリ ート破片等	廃プラスチック類、ガラスくず及 び陶磁器くず、金属くず、コンク リート破片等 (平成 9 年 11 月 20 日に木くず、 紙くずを追加)
許可失効年月日	平成 10 年 11 月 6 日許可取消	平成 11 年 9 月 1 日許可取消
面積	15,036 m ² (許可 7,942 m ²)	自社処分場: 3,431 m ² (届出 2,322 m ²) 中間処理施設: 1,317 m ²
容量	277,000 m ³ (許可 81,098 m ³)	自社処分場: 48,000 m ³ (届出 20,000m ³) 中間処理施設: 15,000 m ³
埋立廃棄物	廃プラスチック類、建設廃材、木く ず、ガラスくず及び陶磁器類、がれ き類	廃プラスチック類、建設廃材、木 くず、ガラスくず及び陶磁器類

图1-2 位置图(航空写真)

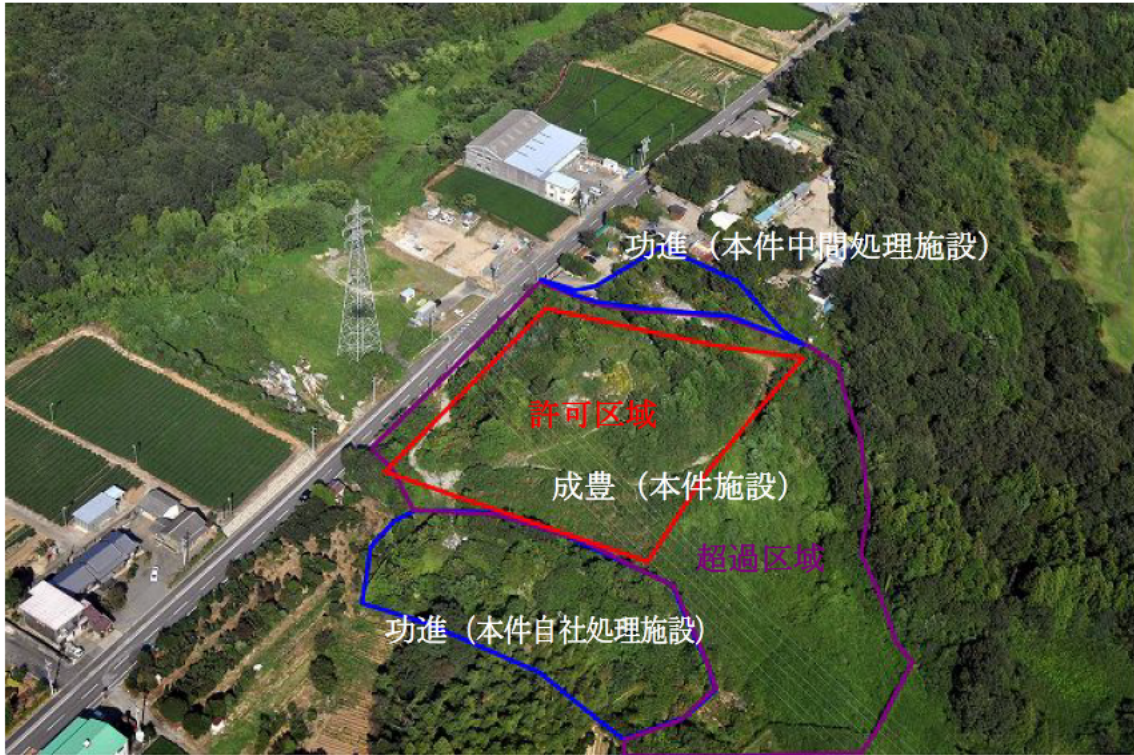
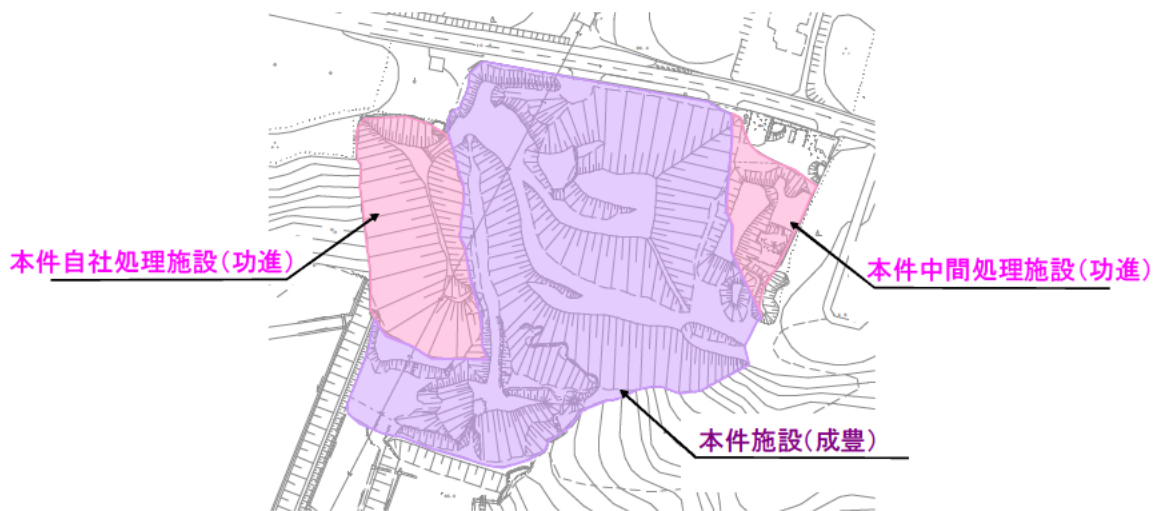


图1-3 不適正処理事案施設位置图



(2) 対象事案の主な経緯

		成 豊 (株)	(有) 功 進
S62年	5月21日	産業廃棄物処理事業計画書	
S63年	1月 9日	産業廃棄物処理施設設置届 提出	
	9月19日	産業廃棄物処理施設完成報告書提出	
H1年	3月31日	業許可(収集運搬・最終処分)	
	12月27日	勸告(産業廃棄物の処理基準の遵守について) 排水基準の遵守 (pHの高い放流水埋立地内の湧水への対処)	
H5年	4月12日	使用開始報告書受理	
H6年	3月 7日	警告 事業範囲の変更許可申請義務違反 処理基準違反 (許可品目外産業廃棄物・一般廃棄物の処分 排水基準の超過)	
	5月 9日	更新許可(収集運搬)	
	5月26日	更新許可(最終処分)	
	7月27日	変更許可(収集運搬)	
H7年	8月 2日	変更許可(最終処分)	
	3月30日	勸告(設置届との相違)	
	6月 5日		業許可(収集運搬)
H8年	2月 1日		産業廃棄物処理事業計画書提出(中間処理施設)
H9年	1月31日		業許可(中間処理(破碎))
	5月29日	文書指示(維持管理基準不適合) 飛散廃棄物の撤去 飛散、流出防止対策の計画作成	
	5月30日		規模未満自家処分場設置届提出
	8月 1日	警告(維持管理基準不適合) 処理能力(埋立容量)の超過	
	9月12日		警告 廃プラスチック類が最大径15cm以下に破碎等されていないこと 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が処分されていること
	9月18日	改善命令 許可された安定型産業廃棄物以外の廃棄物を処分しないこと 混入するおそれのないよう必要な措置を講じること。	改善命令 火災を発生させないように万全の対策を確立すること 自社処分場に10月3日まで廃棄物を搬入しないこと
	10月9日	警告(維持管理基準不適合) 産業廃棄物の飛散及び流出防止措置の実施 処分場境界((有)功進の最終処分場との境界)の明示	警告(処理基準違反) 最終処分場の土壁を修復すること 最終処分場の境界を明確にすること 最終処分場の周囲に囲いを設置すること
	11月20日		業変更許可(中間処理(破碎))
H10年	2月3日		改善命令(処理基準違反) 廃プラスチック類を最大径15cm以下に破碎すること。

	7月7日	改善命令 （処理基準・維持管理基準不適合） 最終処分場の周囲に囲いをもうけること	改善命令 （処理基準違反） 木くずを除去すること（今後木くずを搬入しないこと） 周囲に囲いを設置すること
	9月9日	事業停止命令 （事業の全部停止30日） ・変更許可申請義務違反	
	10月21日	改善命令 （埋立能力超過） 処分場の処理能力をS63施設設置届の内容以内に改善すること 改善が完了するまで、新たな搬入をしないこと	
	11月6日	許可取消 （事業停止命令違反）	
H11年	2月18日		警告 （処理基準違反） 処理前廃棄物が敷地境界を越えて大量に保管されていることから 周囲に囲いを設け、保管場所の表示を行うこと 産業廃棄物の飛散及び流出防止措置を講ずること 改善措置が講じられるまで、新たな産業廃棄物の搬入を停止し、保管されている産業廃棄物を早急に破砕処理するよう努めること
	4月21日		改善命令 （処理基準（保管基準）違反） 周囲に囲いを設け、適正な保管場所表示をすること 飛散流出した産業廃棄物を回収し適正に処理すること 厚生省令に定める高さに改善すること 廃棄物（紙くず・木くず etc.）の長期保管により汚水が生じるおそれがあるため、底面を不透水性の材料で覆う等適正な処置をすること 破砕機周辺の産業廃棄物を撤去し、破砕機が使用できる状態にすること 保管された産業廃棄物を速やかに処理し、適正に処分すること
	9月1日		許可取消 （改善命令違反、報告徴収義務違反、施設無許可設置）

5 個別の行政対応に係る調査結果

対象事案に関して重要と思われる県の対応について、6つの期間に区分し、廃棄物処理法、指導要綱に照らし、次のような観点から、時系列的に個別の行政対応が適切であったか否かについて調査検討を行った。

【調査検討の視点】

- ・行使すべき権限を行使していたか。
- ・権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- ・地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

【調査検討結果の記載】

- ・県の対応については、次のように記載し、県の対応への評価は、別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

<p>< 記載の方法 > () 第 期 (年 月 ~ 年 月) 論点 < 概要・経緯 > < 県の対応への評価 ></p>
--

< 全体論点整理表 >

	主 要 な 論 点
第1～2期	論点 【成豊】業許可申請・更新許可申請にかかる審査
第2期	論点 【成豊】施設使用開始報告から H9.9 改善命令までの指導経緯
	論点 【功進】業許可申請の審査・施設設置届の指導経緯
	論点 【功進】中間処理業許可から H9.9 改善命令までの指導経緯
第3期	論点 【功進】変更許可申請(中間処理)の審査
	論点 【功進】H10.2/ H10.7 改善命令までの指導経緯
	論点 【功進】委託基準違反での許可取消の検討について
	論点 【成豊】H10.7/ H10.10 改善命令までの指導経緯
	論点 【成豊】事業停止・許可取消にかかる対応
第4期	論点 【功進】欠格要件該当での許可取消の検討について
	論点 【功進】行政処分断念から H11.4 改善命令までの指導経緯
	論点 【功進】許可取消にかかる対応
第3～5期	論点 成豊(株)施設拡張計画・(有)功進新施設設置計画にかかる対応
第6期	論点 安全性確認調査から行政代執行の実施にかかる対応

< 成豊(株)の論点 >

	主要な論点
第1～2期	論点 【成豊】業許可申請・更新許可申請にかかる審査
第2期	論点 【成豊】施設使用開始報告から H9.9 改善命令までの指導経緯
第3期	論点 【成豊】H10.7/ H10.10 改善命令までの指導経緯 論点 【成豊】事業停止・許可取消にかかる対応

< (有)功進の論点 >

	主要な論点
第2期	論点 【功進】業許可申請の審査・施設設置届の指導経緯 論点 【功進】中間処理業許可から H9.9 改善命令までの指導経緯
第3期	論点 【功進】変更許可申請(中間処理)の審査 論点 【功進】H10.2/ H10.7 改善命令までの指導経緯 論点 【功進】委託基準違反での許可取消の検討について
第4期	論点 【功進】欠格要件該当での許可取消の検討について 論点 【功進】行政処分断念から H11.4 改善命令までの指導経緯 論点 【功進】許可取消にかかる対応

< 成豊(株)・(有)功進共通の論点 >

	主要な論点
第3～5期	論点 成豊(株)施設拡張計画・(有)功進新施設設置計画にかかる対応
第6期	論点 安全性確認調査から行政代執行の実施にかかる対応

< 備考 >

期	期間	概要
第1期	昭和62年 5月21日～平成 5年 4月12日	成豊(株)事業計画書提出～成豊(株)施設使用開始報告書受理
第2期	平成 5年 4月13日～平成 9年 9月18日	成豊(株)施設使用開始報告書受理～成豊(株)・(有)功進への改善命令
第3期	平成 9年 9月19日～平成10年11月 6日	成豊(株)・(有)功進への改善命令～成豊(株)の許可取消
第4期	平成10年11月 7日～平成11年 9月 1日	成豊(株)の許可取消～(有)功進の許可取消
第5期	平成11年 9月 2日～平成16年 3月31日	(有)功進の許可取消～安全性確認調査
第6期	平成16年 4月 1日～平成23年 9月30日	安全性確認調査～諮問日前月末日

別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
違法 (XXXXX)	<p>【許可】 廃棄物処理法及び行政手続法の具体的な規定に違反している場合</p> <p>【規制権限の不行使】 廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の不行使が違法と評価される場合（判例で確立した概念）</p>	
失当 (XX)	違法とまでは認められないが廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の行使・不行使が著しく妥当性を欠いている場合	
不適切 (X)	著しく妥当性を欠いているとまでは認められないが、廃棄物処理法の趣旨に照らし、規制権限の行使・不行使が妥当性を欠いている場合	
不十分 (▲)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が妥当でないとはいえませんが、十分ではない場合	法の趣旨から対応すべきであるとまではいえないが、廃棄物行政を所管する部局として対応することが要請されている場合
やむを得ない (△)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が十分であるとはいえないが、対象事案の事情を総合的に勘案すると、やむを得ないといえる場合	
妥当	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が適切になされている場合	
適正	廃棄物処理法及び関係法令の具体的な規定に適合する許認可及び規制権限の行使が適切になされている場合	

(注) 廃棄物処理法にとどまらず、関係法令についても、この視点で評価する。

要綱に基づく対応については、要綱が事業者の任意の協力のもとで実施するものであることを考慮して、評価することとする。

(1) 第1～2期(昭和62年5月～平成9年9月)

(成豊(株)事業計画書提出～成豊(株)・(有功)進への改善命令)

論点 【成豊(株)】業許可申請・更新許可申請にかかる審査【昭和62年度～平成6年度】

<概要・経緯>

【成豊(株)の業許可】

事業者は、昭和62年5月、県予備審査要領に基づき、産業廃棄物処理事業計画書を提出した。県は、これを受け、昭和62年6月に第1回予備審査会を開催し、関係機関への意見照会を行ったうえで、昭和62年7月、事業者に審査結果を通知している。

また、昭和62年11月、審査結果について改善報告が提出されたことから、県は、第2回予備審査会の開催及び現地調査を実施し、関係機関への意見照会を行ったうえで、審査を終了し、昭和62年12月、事業者に審査結果を通知している。

そして、昭和63年1月には、事業者から産業廃棄物処理施設設置届が提出され、昭和63年9月に本件施設が完成している。

なお、事業者は、昭和63年12月には、産業廃棄物処理業許可申請書(収集運搬・最終処分)を提出し、県は、平成元年3月に許可をしている。

【成豊(株)の業更新許可】

事業者は、平成5年までほとんど事業活動を行っておらず、平成5年4月に事業活動を再開してから、本格的に本件施設が稼働している。

本件施設が本格的に稼働してから平成6年3月までに、許可区域外の掘削や許可品目外産業廃棄物及び一般廃棄物の埋立について改善を求められており、平成6年3月には、許可品目外産業廃棄物(木くず・紙くず)及び一般廃棄物の埋立(処理基準違反)及び排水基準違反(BOD)で警告を受けている。

そのような状況で、事業者から、平成6年3月に更新許可申請書(収集運搬業・最終処分業)が提出され、県は、平成6年5月に更新許可をしている。

<県の対応への評価>

予備審査、業許可(産業廃棄物処理業)及び業更新許可(収集運搬業・最終処分業)の手続は、廃棄物処理法及び県予備審査要領に基づき「適正」になされている。

しかしながら、更新許可においては、現地調査の実施や施設の現状把握をせず、許可申請書の記載不備のチェックといった書面審査でもって許可又は不許

可を判断している。

更新許可は、産業廃棄物処理業者（許可業者）にとって、安定的な事業活動に必要な不可欠なものであり、許可権者にとっても、施設を改善させる契機ともなりうるものである。

本件施設は、施設設置当初から排水基準を遵守するよう度々改善が求められているにもかかわらず、平成5年4月の事業再開までは改善されていない状況にあった。

また、平成5年4月に事業を再開してからは、掘削や許可品目外産業廃棄物の埋立などで改善を求められ、平成6年3月には、文書警告を受けるなど、本件施設を早急に改善させる必要があり、公文書からも、文書警告に当たって、改善しなければ更新許可を認めないとの方針で事業者に厳しく対応していたことが認められる。

しかしながら、平成6年度において本件施設の改善状況を的確に把握しておらず、また、本件更新許可に当たって、本件施設の現状を把握し、本件施設を改善させる契機としていた事実は認められず、結果的には、十分な改善がなされないまま本件更新許可をしている。

廃棄物処理法では、本件更新許可に当たって、本件施設の現状を把握することまで明文で規定していない。しかしながら、廃棄物行政を所管する部局として、許認可事務に携わる者と監視指導事務に携わる者が連携をして、事業者が改善を求めることが要請されていたにもかかわらず、そのような事実はなく、県の対応は、「不十分（ ）」である。

（2）第2期（平成5年4月～平成9年9月）

（成豊(株)施設使用開始報告書受理～成豊(株)・(有)功進への改善命令）

論点 【成豊(株)施設使用開始報告からH9.9改善命令までの指導経緯【平成5年度～平成9年度】

< 概要・経緯 >

事業者は、平成5年4月、施設使用開始報告書を県に提出し、事業活動を再開したが、平成9年9月の改善命令までに、許可品目外産業廃棄物及び一般廃棄物の埋立（処理基準違反）、埋立面積・容量の超過（処理基準・維持管理基準違反）、埋立地浸出水の排水基準超過（排水基準違反）、廃棄物の飛散・流出、処分場境界不明確・囲いの未設置（維持管理基準違反）など、頻繁に改善を求められている。

県は、平成9年9月の改善命令までに、32度にわたり改善を求めており、

平成6年3月には文書警告、平成7年3月には文書勧告、平成9年5月には文書指示、平成9年8月には文書警告を発出し、平成9年8月、9月に許可品目外産業廃棄物の埋立が認められたことから、平成9年9月に改善命令を発出している。

また、施設設置届との相違について、県は、平成5年5月には無許可掘削(浸出液処理施設西側)、平成5年8月には許可区域外埋立(土堰堤を越えた廃棄物の処分)、平成6年11月には許可区域外への土堰堤の構築につき、改善を求めている(平成5年6月には、法面が急勾配であると指摘している。)

なお、平成6年11月の許可区域外への土堰堤の構築については、事業者が本件施設を増設する意向であったことから、県は、本件施設の変更許可手続が必要であると教示したが、事業者が変更許可申請を断念したことから、平成7年3月に施設設置届と現状との相違を文書で勧告している。

< 県の対応への評価 >

【監視指導の方法】

県は、事業者が平成5年4月に事業活動を再開し本件施設を本格的に稼働してから、頻繁に改善を求めている。

事業者は、表面的には県の指示に応じる姿勢を示し、その都度、改善に向けて取り組んでいる。しかしながら、事業者は部分的に改善するにとどまり、本件施設の根本的な改善に繋がっておらず、一旦改善しても、同種の違反を繰り返している。

なお、聴き取り調査でも、職員は、事業者が表面的に県の指示には応じる姿勢を示すものの実質的には改善の意思がないことを十分に認識していた。

県は、遅々として改善が進まない事業者に、4度にわたって、文書警告、文書勧告、文書指示をしている。このように明確で心理的なプレッシャーになる文書でもって改善を求めたことは、「妥当」である。

しかしながら、公文書及び聴き取り調査では、4度の文書警告、文書勧告、文書指示のいずれにおいても改善がなされず、改善計画書の提出にとどまるものもある。

県は、主体的に改善状況を把握しておらず、職員のなかには文書で改善を求めることで目的を達したとの認識をもっていたものもいる。

県が的確に改善状況を把握し、その履行状況に沿って適切な指示を実施していれば、これほど大規模に産業廃棄物が不適正に処理されることはなく、また、早期の改善命令や許可取消を検討できたはずである。

県は、本件施設や事業者が違反事実を積み重ね、改善する意思がないことを十分認識しておらず、的確に改善状況を把握し、規制権限を適切に行使してさ

えいれば、たとえ、産業廃棄物が不適正処理されたとしても、早期に対処できたと考えられ、県の対応は、著しく妥当性を欠き「失当(××)」である。

【施設設置届との相違】

本件施設の許可面積及び容量の超過について、県は、平成7年3月に、施設設置届と現状の相違を改善するよう文書で勧告し、事業者は、平成8年4月までに改善するとの改善計画書を提出している。

県は、平成7年11月に施設使用前検査を実施し、平成7年11月までの改善状況を把握しているが、それ以降の改善状況を把握した公文書は保管されておらず、聴き取り調査においても、改善状況の把握は認められなかった(なお、県は、改善工事が終了したら施設使用前検査を受検するよう指示している。)

また、平成9年5月に実施した現地測量で、変更許可の対象となる許可面積の10%を超えて拡張しているおそれがあることを認識しているが、平成9年5月の文書指示では、そのことについて改善を求めておらず、平成9年7月実施の埋立高の測量において、本件施設の容量超過が認められてはじめて、文書で警告をしている。

県は、平成7年3月から、施設設置届と現状との相違を認識しているにもかかわらず、本件施設の改善状況を的確に把握して、その履行状況に沿った指示をしておらず、これにより、本件施設の大幅な拡張がなされたのであり、県の対応は、「失当(××)」である。

また、平成9年5月の現地測量の断面図を調査したところ、大幅に施設設置届と相違している事実が認められる。

聴き取り調査によれば、正確な測量を実施しなければ、事業者に改善を求め、まして、改善命令を発出することはできないとの認識を持っていたようである。

しかしながら、本件施設においては、県は、簡易測量を実施し、大まかな断面図を作成しており、その形状は、簡易測量としての誤差を考慮するまでもない程度に施設設置届と大幅に相違している。また、本件施設で撮影した写真と施設設置届を比較するだけでも、その相違をみてとることができる。

そのような状況であれば、当然のことながら、改善命令も発出できるのであって、職員に法律運用解釈力が欠如していたと言わざるを得ず、これにより、本件施設の大幅な拡張がなされたのであるから、県の対応は、著しく妥当性を欠き「失当(××)」である。

論点 【(有)功進】業許可申請の審査・施設設置届の指導経緯【平成6年度～平成9年度】

< 概要・経緯 >

事業者は、平成7年3月、収集運搬業許可申請書を提出し、県は、平成7年6月に許可をしている。

また、事業者は、平成8年2月、指導要綱に基づき産業廃棄物処理事業計画書（中間処理（破碎）施設）を提出し、県は、これを受けて、平成8年2月に事前協議会及び現地調査を開催し、関係機関への意見照会を行ったうえで、平成8年10月に事業者に事前協議終了を通知している。

事業者は、これを受けて、平成8年11月に本件中間処理施設を完成した。

また、平成8年12月には、産業廃棄物処分業許可申請書を提出し、県は、平成9年1月に許可をしている。

なお、事業者は、平成9年5月に規模未満自家最終処分場設置届を提出し、平成9年8月の使用前検査を受け、本件自社処理施設での事業活動を開始している。

< 県の対応への評価 >

事前協議、業許可（収集運搬業・中間処理業）及び規模未満自家処分場設置届の手続は、廃棄物処理法及び指導要綱に基づき適正になされている。

また、規模未満自家処分場設置届の提出を受け、県は、文書で指導を実施しており、県の対応は、「妥当」である。

しかしながら、事業者からは、提出を求めている火災防止計画書が提出されず、平成9年9月に火災が起こってから、ようやく火災防止計画書が提出されていることからすれば、県の対応は、「不十分（ ）」である。

なお、平成8年11月実施の本件中間処理施設の完成検査に関する業務報告書が保管されておらず、当時の状況を調査することができなかった。

施設の状況を把握するには、完成検査に関する公文書が重要となることから、許可に関する公文書とともに保管しておく必要がある。

論点 【(有)功進】中間処理業許可から H9.9 改善命令までの指導経緯【平成8年度～9年度】

< 概要・経緯 >

事業者は、平成9年6月、廃プラスチックが15cm以下に破碎されておらず、処理基準に違反するとして改善を求められている。また、本件自社処理施設の使用開始直後の平成9年8月には、施設最下部で無許可拡張が疑われ

る掘削を行っていたことから、完成検査時の形状に復元するまで搬入停止するように指示を受けている。

事業者は、平成9年9月には、埋め戻し及び境界杭の復元をし、産業廃棄物の搬入を再開している。

また、事業者は、平成9年9月に、許可品目外産業廃棄物及び未破砕廃棄物埋立（処理基準違反）、処分場境界不明確・囲いの未設置（維持管理基準違反）で改善を求められており、県は、廃プラスチックの未破砕と許可品目外産業廃棄物の埋立について文書警告を发出している。

その直後に、本件自社処理施設で火災が発生したことから、県は、火災防止措置を講じるよう改善命令を发出している。

本格的に本件自社処理施設に産業廃棄物の埋立が開始された平成9年度の立入は19度にわたり、合計3度の指導を実施している。

< 県の対応への評価 >

第2期は本件自社処理施設への産業廃棄物の埋立が開始された時期であり、県は、その都度、事業者に改善を求めており、県の対応は、「妥当」である。

しかし、事業者は、平成9年8月の完成検査を受け埋立を開始してすぐに法違反を繰り返しており、また、境界を明確にすることについては、本件施設でも頻繁に改善を求められていることからすれば、事業者の処理基準違反や維持管理基準違反についても、改善命令を視野に入れた検討をすべきであったといえる。

しかしながら、本件自社処理施設への産業廃棄物の埋立が始まって1ヶ月程度しか経過しておらず、当時は、まず、行政指導を実施して、事業者の任意の改善を求めることが一般的であったことからすれば、県の対応は、「やむを得なかった（）」と考えられる。

(3) 第3期（平成9年9月～平成10年11月）

（成豊㈱・(有)功進への改善命令～成豊㈱の許可取消）

論点 【(有)功進】変更許可申請（中間処理）の審査【平成9年度】

< 概要・経緯 >

事業者は、平成9年5月に産業廃棄物処理事業計画書（木くず・紙くずの破砕）を提出し、県は、これを受けて、関係機関に意見照会を行い、平成9年6月に事業者に事前協議の終了を通知している。

当該事業計画書については、軽微な事案であるとして、事前協議を実施せず、意見照会のみとし、県の廃棄物対策課も意見なしと回答している。

そして、事業者は、平成9年9月、産業廃棄物処理業変更許可申請書（木くず・紙くずの破碎）を提出し、県は、平成9年11月に変更許可をしている。

なお、事業者は、変更許可までにおいて、木くずの保管（許可品目外産業廃棄物の搬入）や適切な廃棄物の保管（破碎前と破碎後を明確に区分して保管すること）につき改善を求められており、また、隣接する成豊(株)では、許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）の埋立についても改善を求められた経緯がある。

< 県の対応への評価 >

事前協議、変更許可（中間処理業）の手続は、廃棄物処理法及び指導要綱に基づき概ね「適正」になされている。

また、事業者は、平成9年2月には、木くず・紙くずの再資源化施設であるとして、指導要綱第26条の規定に基づく適用除外申出書を提出しているが、県は、再資源化施設には該当しないとして適用除外を認めておらず、県の対応は「妥当」である。

しかしながら、事業者とこれに隣接する成豊(株)は、木くず・紙くずの搬入又は埋立につき改善を求められている経緯があり、本件中間処理施設が本件施設及び本件自社処理施設に隣接していることからすれば、本件変更許可により、これらの施設に木くず・紙くずが埋め立てられるおそれが認識できたはずであり、より慎重な審査が必要であったと考えられる。

本件事業計画書については、軽微な事案に該当するとして、意見照会のみを実施し、県の廃棄物対策課も意見なしとしているが、前述のとおり、木くず・紙くずの埋め立てのおそれを認識し、慎重な対応が必要であったことからすれば、事前協議を実施し、その事業計画の妥当性を検討すべきであったと考えられ、県の対応は、「不十分（ ）」である。

また、本件変更許可申請書記載の「事業計画書」には、破碎した木くず・紙くずは、再生又は最終処分することとされているが、本件事業計画書には最終処分先の記載はなく、県も、事業者に最終処分先を確認して本件事業計画書に記載させることをしていない。さらに、聴き取り調査によれば、事業者は最終処分先を明確に答えなかったとのことである。

そうであるならば、事業者が業務に関し不正又は不誠実な埋立をするおそれがあると認められるかどうかを検討し（不許可事由である「おそれ条項」に該当するかどうかを検討し）、許可又は不許可を判断すべきであったと考えら

れる。

結果的には、本件変更許可により、本件中間処理施設への木くず・紙くずの搬入を認め、本件施設及び本件自社処理施設への木くず・紙くずの埋立の隠れ蓑になっていたことから、県の対応は「不適切(×)」である。

論点 【(有)功進】H10.2/ H10.7 改善命令までの指導経緯【平成9年度～平成10年度】

< 概要・経緯 >

事業者は、境界の明示(境界の復旧・囲いの設置)、許可品目外産業廃棄物の埋立、廃棄物の飛散・流出防止、施設の掘削(南東部)、堰堤の設置、堰堤の無許可拡張で度々改善を求められている。

県は、平成9年10月(営業再開後の立入検査)に、本件施設との境界(西側法面)で崩落を確認したことから、文書警告を発出したところ、事業者から、改善計画書が提出された。

また、県は、平成10年2月には、処理基準違反(廃プラは15cm以下に破砕すること)で、平成10年7月には木くずの除去及び埋立禁止と囲いの設置につき改善命令を発出している。

なお、県は、平成10年11月までに、32度の指導を実施している。

< 県の対応への評価 >

県は、本件自社処理施設への産業廃棄物の埋立が開始されてから、頻繁に指導を実施し、平成9年度からは、文書警告や改善命令を発出することにより、事業者に強力的に改善を求める姿勢で対応している。

聴き取り調査によれば、実効性確保のため、また、事業者に改善する姿勢がなければ許可を取り消す方針で、文書警告や改善命令を発出していたとのことである。

しかしながら、県は、主に口頭指導により事業者に改善を求めており、事業者に改善がみられないのであれば、廃棄物処理法の予定する規制権限(改善命令や許可取消などの行政処分)を適切に行使すべきであった。そして、事業者は、2度の改善命令を履行しておらず、県は、許可取消を視野に検討すべきであると考えられ、県の対応は、「不適切(×)」である。

論点 【(有)功進】委託基準違反での許可取消の検討について【平成10年度】

<概要・経緯>

県は、平成10年9月、事業停止命令中であるにもかかわらず、産業廃棄物の埋立処分を受託したとして成豊株の許可取消の進めを進めるなか、事業者についても、その事情を知らず委託したとして、許可取消にかかる聴聞を実施している。

平成10年10月に実施した聴聞において、事業者は、委託基準違反を疑われる状況ではあるが、委託基準に違反する事実を詳細に検討すべきであるとして、許可取消を断念している。

<県の対応への評価>

許可取消の手続きは、廃棄物処理法に基づき概ね「適正」になされている。

しかしながら、許可取消は、事業者にとって最も重大な不利益処分であり、聴聞を実施するまでに委託基準に違反する事実を把握すべきであった。また、公文書から、職員において、委託基準違反の要件を誤解していたことが窺われる。職員において、法律の正確な理解が必要であったと考えられる。

論点 【成豊株】H10.7/ H10.10改善命令までの指導経緯【平成9年度～平成10年度】

<概要・経緯>

事業者は、境界の明示（境界・囲いの復旧）、廃棄物の飛散・流出防止について度々改善を求められている。

県は、平成9年10月には廃棄物の飛散・流出防止及び境界の明示について文書警告を、平成10年7月には囲いの設置について改善命令を発出している。

なお、本件施設の容量超過については、平成10年4月に掘削（施設南側）を現認したときや平成10年5月の簡易測量実施後に、許可に適合するように指導を実施している。

なお、平成9年10月の文書警告については、改善に向けて作業を実施している事実は把握しているものの改善がなされるまで指導を継続しておらず、また、平成10年7月の改善命令については、平成10年7月～8月に囲いの設置（施設南側周辺）・ナイロンロープの柵（施設南側）を確認したのみであった。

また、平成10年10月には、埋立能力を超過しているとして、施設設置

届と適合させること、改善されるまで新たな搬入をしないこととの改善命令を発出している。

なお、県は、事業者の許可取消までに、17度の指導を実施している。

< 県の対応への評価 >

県は、事業者に度々指導を実施し、平成9年度からは、文書警告や改善命令を発出することにより、事業者に強力的に改善を求める姿勢で対応している。

聴き取り調査によれば、実効性確保のため、また、事業者に改善する姿勢がなければ許可を取り消す方針で、文書警告や改善命令を発出していたとのことである。

しかしながら、本件施設の容量超過を認識しながら、平成9年10月の文書警告や平成10年7月の改善命令ではその改善を求めておらず、このときも、正確な測量が実施できなければ、文書警告すらできないとの認識であり、職員に法律運用解釈力が欠如していたと言わざるを得ない。

その一方で、聴き取り調査によれば、県の指示に応じる姿勢のない事業者について、許可取消を視野に入れて、文書警告や改善命令を発出していた事実が認められ、また、ほぼ現状にまで埋め立てられた本件施設をいかにして改善させるかに苦慮していたことも窺われる。

これらのことを総合的に勘案しても、もう少し迅速な指導を実施することができたと考えられ、県の対応は「不十分()」である。

論点 【成豊(株)】事業停止・許可取消にかかる対応【平成10年度】

< 概要・経緯 >

県は、平成10年6月、本件施設の埋立容量の超過につき、事業者に現況断面図及び埋立済計算書の提出を廃棄物処理法第18条に基づき求め、平成10年7月には、現地測量を実施し、埋立面積の大幅な超過を確認している(届出面積:7,941 m²、実測面積:12,050 m²)。

そこで、県は、平成10年7月、事業者が廃棄物処理法第15条の2の4第1項違反(施設の規模の無許可変更)に該当するとして、事業停止命令(30日)に関する弁明書の提出を求めている。

事業者は、平成10年8月、2度にわたり違反事実はないと弁明したことから、県が過去の写真に基づき事業者に確認したところ、事業者は違反事実を認め、現況を測量し埋立済計算書を提出したことから、平成10年9月に事業停止命令(30日)を発出した。

しかし、平成10年9月に、産業廃棄物を搬入している事実を現認したことから、事業停止命令違反に該当するとして、許可取消にかかる聴聞の実施を通知し、平成10年10月の聴聞を経て、平成10年11月に許可取消を行った。

< 県の対応への評価 >

事業停止、許可取消の手続は、廃棄物処理法に基づき「適正」になされている。

しかしながら、論点 で「失当(××)」と評価したように、県は、遅くとも平成9年5月には本件施設が大幅に施設設置届と相違していることを認識しており、許可取消は遅きに失したと言わざるを得ない。

(4) 第4期(平成10年11月～平成11年9月)

(成豊(株)の許可取消～(有)功進の許可取消)

論点 【(有)功進】欠格要件該当での許可取消の検討について【平成10年度】

< 概要・経緯 >

平成10年11月、事業者と同一代表取締役が経営する成豊(株)が許可を取り消されたことにより、廃棄物処理法第7条第3項第4号二(欠格要件)に該当するとして、事業者についても、許可取消にかかる聴聞の実施を通知している。

事業者代理人は、成豊(株)の不服申立の決定まで事業者の許可を取り消すべきではないとの意見書を提出し、聴聞には出席していないが、県は、このことをもって聴聞に出席しない正当な理由には該当しないと判断し、聴聞を実施している。

なお、県は、聴聞実施後に厚生省と許可取消にかかる協議を実施したところ、事業者は、平成9年法改正前に業許可を受けており、旧の許可基準をもって判断すべきであり、改正法第7条第3項第4号トには該当せず、許可を取り消せないとの回答であった。このため、県は事業者に対する許可取消を断念した。

< 県の対応への評価 >

許可取消の手続は、廃棄物処理法に基づき概ね「適正」になされている。

しかしながら、許可取消は、事業者にとって最も重大な不利益処分であり、

事業者の許可取消基準を正確に把握したうえで、聴聞を実施すべきであったといえる。

当時、産業廃棄物処分業の許可取消は機関委任事務であり、許可を取り消すには、厚生省との協議が必要不可欠であったところ、県は、厚生省に欠格要件に該当することを確認したうえで、聴聞を実施しており、結果的に、聴聞実施前後で厚生省の見解に相違が認められたため、許可取消を断念したことからすれば、当時の状況としては、県の対応は、「やむを得なかった（ ）」ものと考えられる。

論点 【尙功進】行政処分断念からH11.4改善命令までの指導経緯【平成10年度～平成11年度】

< 概要・経緯 >

事業者は、囲いの設置や境界の明示、不適正保管廃棄物の早急な破砕処理及び未破砕廃棄物の埋立禁止、容量超過状態での本件自社処理施設への埋立禁止などで度々改善を求められており、県は、平成10年12月以降、13度の指導を実施している。

県は、平成11年2月に、本件中間処理施設が産業廃棄物処理基準に違反するとして文書警告を発出し、改善措置が講じられるまで新たな廃棄物の搬入を停止し、保管廃棄物の早急な破砕に努めるよう改善を求めている。

事業者は、平成11年2月の文書警告につき、改善計画書を提出しているが、具体的なものでなかったため、県はこれを認めず、改善状況をみて改善命令を発出すると通告しており、平成11年4月に、本件中間処理施設が産業廃棄物処理基準に適合していないとして、改善命令を発出している（本件改善命令で、改善されるまで新たな産業廃棄物の搬入をしないことも命じている。）。

また、改善命令とあわせて、環境部長名で、本件自社処理施設が許可を要する3,000m²を超過しており、産業廃棄物処理施設の無許可設置（廃棄物処理法第15条第1項違反）に該当することから、これを改善するまで、本件自社処理施設に産業廃棄物を埋め立てないよう指示している。

< 県の対応への評価 >

県は、本件中間処理施設の産業廃棄物の不適正保管につき、平成11年2月には文書警告、平成11年4月には改善命令を発出しており、県の対応は、「妥当」である。

なお、本件中間処理施設は、平成10年12月からほとんど稼働しておら

ず、産業廃棄物の保管量が増大している状況にあり、早期に是正させる必要があったものの、当時は、産業廃棄物の保管基準がなく、保管基準の規定が整備される平成11年4月まで改善命令を発出できなかったのは「やむを得なかった()」といえる。

また、平成10年12月以降、事業者は、本件自社処理施設の容量超過分を搬出しており、県もこれを監視し指導を実施していることは「妥当」であるが、本件自社処理施設への産業廃棄物の搬入を認めていたために、実質的な減少量を把握できていない。容量を超過しているのであれば、本件自社処理施設への搬入を停止させるべきで、県の対応は、「不十分()」である。

論点 【(有)功進】許可取消にかかる対応【平成11年度】

< 概要・経緯 >

県は、平成11年6月、事業者が平成11年4月の改善命令を履行せず、報告徴収にも応じなかったこと、また、本件自社処理施設が許可を要する3,000m²を超過しており、産業廃棄物処理施設の無許可設置に該当することから、廃棄物処理法第14条の3に該当するとして、許可取消にかかる聴聞の実施を通知している。

なお、事業者は、聴聞において、全面的に違反事実を認めたことから、許可取消が相当と判断し、厚生省との協議を経て、平成11年9月、許可を取り消している。

< 県の対応への評価 >

許可取消の手続は、廃棄物処理法に基づき「適正」になされている。

なお、公文書を調査しても、厚生省との協議記録は保存されていなかったが、許可取消のプロセスとして重要な公文書であり、保管しておく必要がある。

(5) 第3～5期(平成9年9月～平成16年3月) (成豊(株)・(有)功進への改善命令～安全性確認調査)

論点 成豊(株)施設拡張計画・(有)功進新施設設置計画にかかる対応【平成10年度～平成12年度】

< 概要・経緯 >

平成10年9月、成豊(株)から、本件施設の南に施設を拡張し、埋立済産業

廃棄物を拡張したところに埋め立てたいとの相談があったが、県は、本件施設の違法状態を改善するまで、拡張を認めないとの姿勢で対応している。

また、平成10年11月、(有)功進から本件施設及び本件自社処理施設に隣接して新施設を設置する計画の原案が提出され、県はこれに対する対応を検討し、これらの施設の改善を条件に、一体の施設として許可する方針を出している。

なお、事業者は、平成11年1月以降、地域住民に対する同意取得活動を行ったことから、それに伴い地域住民から県に苦情がよせられている。事業者は、このことについて、県の意向で拡張するとの説明をしている。

県は、本件施設及び本件自社処理施設が改善されなければこの計画は認めない、事業周知計画書提出前の同意取得は無効であると、平成11年5月に地域住民に説明している。

(有)功進の新施設は、A社がスポンサーとなり経営陣を刷新して事業を展開する計画であったが、平成11年9月には、A社単独で新施設を設置すると事業周知計画書が提出されている。

県は、A社にも、これらの施設と一体の施設とする場合には、両施設が改善されなければ、新施設を認めないとの方針を示している。

なお、平成12年4月、地域住民の反対で事業の周知も遅々として進まず、また、自治会の役員会でも反対決議がなされたため、A社は県に対し事業撤退を申し入れた。

< 県の対応への評価 >

県は、地域住民からの苦情を受けて説明会を実施しており、また、個別訪問を認めないとの指導を実施しているが、事業者は、脅迫的な同意取得活動を展開しており、許可権者である県としても、警察と連携し、的確に地域住民の苦情に対応する必要があった。

地域住民への聴き取り調査において、地域住民は、県が苦情に真摯に対応していないことに不信を持っており、代表取締役が逮捕されるまで、脅迫的な言動が継続しており、また、指導要綱は地域住民と事業者の紛争を未然防止する目的で制定されたことからすれば、県は、積極的に紛争解決に関与すべきであって、県の対応は、妥当性を欠き「不適切(×)」である。

(6) 第6期(平成16年4月~平成23年9月)(安全性確認調査~諮問日前月末日)

論点 安全性確認調査から行政代執行の実施にかかる対応【平成16年度~】

<概要・経緯>

県は、平成16年度~平成17年度(平成16年12月~平成18年3月)に実施した安全性確認調査において、高濃度の硫化水素ガス・メタンガス(平成18年2月時点で硫化水素ガス5,000ppm)が認められたため、安全性確認調査専門会議の意見を聴取したうえで、平成18年3月に措置命令を発出した。

しかしながら、原因者は、措置命令の着手期限である平成18年6月13日までにこれを履行せず、硫化水素ガス濃度は最大5,000ppmと高濃度であり、敷地境界でも臭気が感じられたことから、県は、発生ガスを回収処理する行政代執行を緊急的に実施することとした。

そのため、県は、平成18年11月に安全性確認調査専門会議に行政代執行にかかる意見を聴取したうえで、平成19年2月から行政代執行を実施している。

なお、県は、平成19年2月に行政代執行に関する地元説明会を開催し、また、行政代執行実施中も、適宜、その状況を説明している。

地域住民からは、悪臭などで苦情要望が出されたが、県は、その都度、対応している。

<県の対応への評価>

措置命令・行政代執行の手続は、廃棄物処理法及び条例に基づき「適正」になされているが、平成18年まで措置命令を発出できなかったため、対象事案の不適正処理に関与していた元代表取締役の責任追及ができなかったことは遺憾である。

地域住民からは、緊急の行政代執行の実施中に、悪臭などの苦情要望があったが、その都度、対応しており、県の対応は、「妥当」である。

なお、緊急行政代執行にかかる費用求償は、行政代執行法の規定に基づき、国税徴収法と同様の手続で徴収することとされているが、財産調査や差押えを実施するなどの措置を講じていない。

しかしながら、公文書から原因者の財産状況を判断するに、生命保険などの差押可能財産はあるものの、国税や市県民税の滞納に対しても月額5,000円で分納している事実も認められ、国税や市県民税と同程度の分納をさせる方針で原因者に対応していた。

費用求償にかかる手続は必ずしも妥当であるとはいえないが、国税や市県民

税と同程度の納付に努めていたことを斟酌すれば、著しく妥当性を欠くとまではいえない。

ただし、的確な財産調査を行うべきであったことを考えると、県の対応は、「不適切(×)」である。

6 県の対応に関する総合的な評価

対象事案に対する県の対応について、当該施設及び事業者に対する県の認識がどうであったか、法令上の指導監督権限の行使が妥当であったか、地域住民及び関係機関等との連携がとれていたか、県の組織体制が十分であったか、さらには、排出事業者及び土地所有者の責任追及が適切になされていたかという対象事案の全体を通じた論点について、前記5の個別評価を踏まえ、次のとおり総合的な評価を行った。

(1) 施設及び事業者に対する県の認識

対象事案は、成豊(株)が昭和63年1月に産業廃棄物処理施設設置届を提出し、平成元年2月に産業廃棄物処理業の許可を受けて、産業廃棄物の埋立が始まった事案である。しかしながら、成豊(株)は、平成5年4月までは実質的に事業活動をしておらず、平成5年4月から本件施設が本格的に稼働することになる。本件施設は、安定型最終処分場であり、施設の構造としては、遮水シートや浸出水処理施設を備える必要がなく、法的にも届出のみで設置することができた。

本件施設は、成豊(株)が平成5年4月に施設使用開始報告書を提出してから、本格的に稼働し、それに伴って、頻繁に改善を求められている。

県は、事業者が表面的には県の指示に応じる姿勢をみせるが、実質的な改善はなされていないとの認識をもっており、また、平成7年3月には、施設設置届と現状が相違していることを明確に認識していたのである。

県は、その都度、本件施設で現認した違反事実につき指導を実施しているが、改善状況を的確に把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしておらず、これにより、本件施設の違反事実が積み重ねられていき、対象事案が形成されたものといえる。また、許可施設の形状(昭和63年提出の設置届添付図面に記載されている形状)を把握せずに立入をしている職員もあり、およそ的確な指導を実施するための情報すら備えていなかった。さらに、職員によって、本件施設や事業者に対する認識に相違が認められるなど、職員の本件施設や事業者に対する認識が甘かったといえる。

また、平成6年度から平成8年度は、そのほとんどが口頭指導であり、改善する意思がないと認識していたのであれば、明確かつ心理的強制力のある文書での勧告・警告・指示や、法的拘束力のある改善命令を検討すべきであったし、それが廃棄物処理法の予定するところである。

行政指導は、事業者の自主的かつ任意な履行を期待するものであり、事案の特性や事情も考慮しながら、迅速かつ柔軟な対応ができる有効な是正手段である。しかしながら、表面的にしか改善に応じない事業者には、法的拘束力のある行政処分を検討し、その実効性確保を図るべきであり、この点において、県は、事業者に対する認識が十分でなかった。

(2) 指導監督権限の行使の妥当性

県は、対象事案について、頻繁に行政指導を実施し事業者に改善を求めているが、法的効果のある行政処分と違って、行政指導は、事業者の任意の改善を期待するものであり、いたずらに行政指導を継続することは、事案の解決を遅らせるものである。このことは、「行政処分の指針について(通知)」(平成13年5月15日付け環廃産第260号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)でも指摘されているところである。

その一方で、行政指導は、法的効果こそないが、事案の特性や事情も斟酌しながら、迅速かつ柔軟な対応ができ、改善する意思のある事業者にとっては、有効な是正手段である。また、本件施設が稼働していたころは、全国的にみても、行政指導は違反を是正させる手段として一般的なものであった。

しかしながら、対象事案についても、頻繁な行政指導を実施し、事業者の改善を期待しているが、県は、その改善状況を的確に把握せず、また、履行状況に沿った適切な指示もしていない(許可施設の形状を把握していない職員もあり、的確な指導を実施するための情報すら備えていなかった。)それができていれば、これほど大規模な不適正処理がなされることはなく、また、早期に改善命令や許可取消を検討できたはずである。

また、県は、平成7年3月から、施設設置届と現状との相違を認識していたにもかかわらず、本件施設の改善状況を的確に把握しておらず、平成9年5月の現地測量では、大幅に施設設置届と現状が相違しており、職員もそのことを認識していたと認められる。

しかしながら、正確な測量を実施しなければ、改善命令はおろか行政指導すら実施できないとの認識であったことは、職員に法律の運用解釈力が欠如していたと言わざるを得ず、廃棄物処理法の予定する権限を適切に行

使していたとは認められない。

(3) 地域住民及び関係機関等との連携

対象事案は地域住民から生活環境保全上の苦情要望がほとんどなく、出された苦情要望には概ね適切に対応していたと認められる。

従って、苦情要望を契機として事案を解決することは困難であったが、多数の苦情要望がある事案だけが生活環境保全上の支障を生じさせる事案であるとは限らない。

規制権限を適切に行使するには、個々の事案のリスクを正確に把握する必要があり、そのためには、日頃から地域住民や他法令所管の関係機関と連携することが重要であり、頻繁に指導を実施している施設であれば、現状を把握するため、近隣住民に積極的に聴き取りを実施すべきであったと考えられる。

なお、対象事案については、平成10年から平成11年にかけて、成豊(株)の拡張計画、(有)功進の新施設設置計画があり、事業者による脅迫的な同意取得活動により、県に多数の苦情が寄せられており、その都度、対応していたが、地域住民の不安を解消するには至らず、きめ細やかな対応が必要であったと考えられる。

(4) 県の組織体制

対象事案は、平成5年から平成11年にかけて産業廃棄物の不適正処理がなされたものであり、産業廃棄物の監視指導担当職員は、平成2年度に2名であったものが、平成6年度から平成8年度は4名(うち県警職員1名)、平成9年度は6名(うち県警職員3名)であり、平成10年度からは、産業廃棄物監視指導グループとして10名(うち県警職員5名)の人員となり、徐々にではあるが体制整備がなされてきている。

しかしながら、四日市保健所の管轄区域では、特定の懸案に多大な時間を費やし、多数の野焼きへの苦情要望に苦慮していたところでもある。

対象事案に関する公文書から、頻繁に監視指導を実施していることが認められるが、各事案を解決するために、専門的な能力を発揮できる人材を確保し、戦略的な産業廃棄物行政を展開する必要があったと考えられる。

(5) 排出事業者及び土地所有者に対する責任追及

県は、平成18年5月から平成19年1月にかけて、アンケート調査(72社)、報告徴収(24社)、聴き取り調査(3社)を実施したが、排出事業者に不適正処理の事実は認められなかった。

また、県は、平成19年6月から8月にかけて、過去の「産業廃棄物処分実績報告書」から新たな排出事業者を把握し、平成23年7月に、報告徴収(107社)を実施したが、今のところ、排出事業者に不適正処理の事実は認められず、今後、県において、排出事業者から提出された報告書を精査し、必要に応じて聴き取り調査を実施していくこととなっている。

成豊(株)及び(有)功進が事業活動を終えて十数年経過してからでは的確に状況を把握することは困難であり、このような事案では、産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で、排出事業者への聴き取り調査などを実施し、現状把握をすべきである。

今後、廃棄物処理法に基づき厳正に排出事業者の責任を追及していくことが望まれる。

なお、対象事案においては、(有)功進が本件中間処理施設及び本件自社処理施設を設置する目的で土地所有者と賃貸借契約を締結しており、また、当該土地所有者の敷地の一部には本件施設及び本件自社処理施設の容量超過分の産業廃棄物も埋め立てられている。

そのため、県は、平成11年度から平成13年度にかけて聴き取りを、平成17年度にはアンケート調査を実施している。しかしながら、当該土地所有者には成豊(株)又は(有)功進の不適正処理を知らずながら土地を提供した事実もそれを黙認した事実も認められなかった。

(6) 結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

対象事案は、成豊(株)が平成5年4月に本件施設への産業廃棄物の埋立を再開し、(有)功進が平成9年1月に中間処理業(破碎)の許可を受け、平成9年8月に本件自社処理施設への産業廃棄物の埋立を開始してから、平成11年にかけて大幅な許可面積及び容量の超過と許可品目外産業廃棄物(木くず・紙くず)の埋立という不適正処理がなされたものであり、施設が稼働しなくなって5年から6年を経過してから、生活環境保全上の支障のおそれが判明した事案である。

当時は、本件施設及び本件自社処理施設は許可を要しない施設であり、厳格な審査ができないなか、県は、三重県予備審査要領及び三重県産業廃棄物指導要綱を制定し、産業廃棄物を適正処理すべく努めてきたところであり、社会が許容するリスクレベルも徐々に厳しくなる過渡期でもあった(参考図1参照。)

また、都市部から近距離であり高速道路や幹線道路も整備されているこ

とから、県外からの産業廃棄物が過剰に流入し、また、近隣に十分な産業廃棄物処理施設が確保されていないなどの本県の地域特性もあり、結果的には、複数の不適正処理事案において、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている。

かかる事情を踏まえ、主要な論点について論点整理と評価を試み、その結果を踏まえ、総合的な視点からも評価を行った。

保管されている公文書や聴き取り調査から、それぞれの時期に対象事案に関わった職員は、様々な懸案を抱えながら、徐々に体制整備がなされるなかで、日々、各事案の対応に苦慮していたことが認められ、職員が真摯に課題解決に努力していたことは、窺い知れるところである。

しかしながら、頻繁に指導を実施しながら、改善状況を的確に把握しておらず、効果的な改善に繋がっていない。結果的には、許可面積及び容量の超過や許可品目外産業廃棄物(木くず・紙くず)の埋立を未然に防止し、また、改善させることができず、今もなお、地域住民に不安を与え続け、社会的にも批判されるような結果を招いているのも事実である。

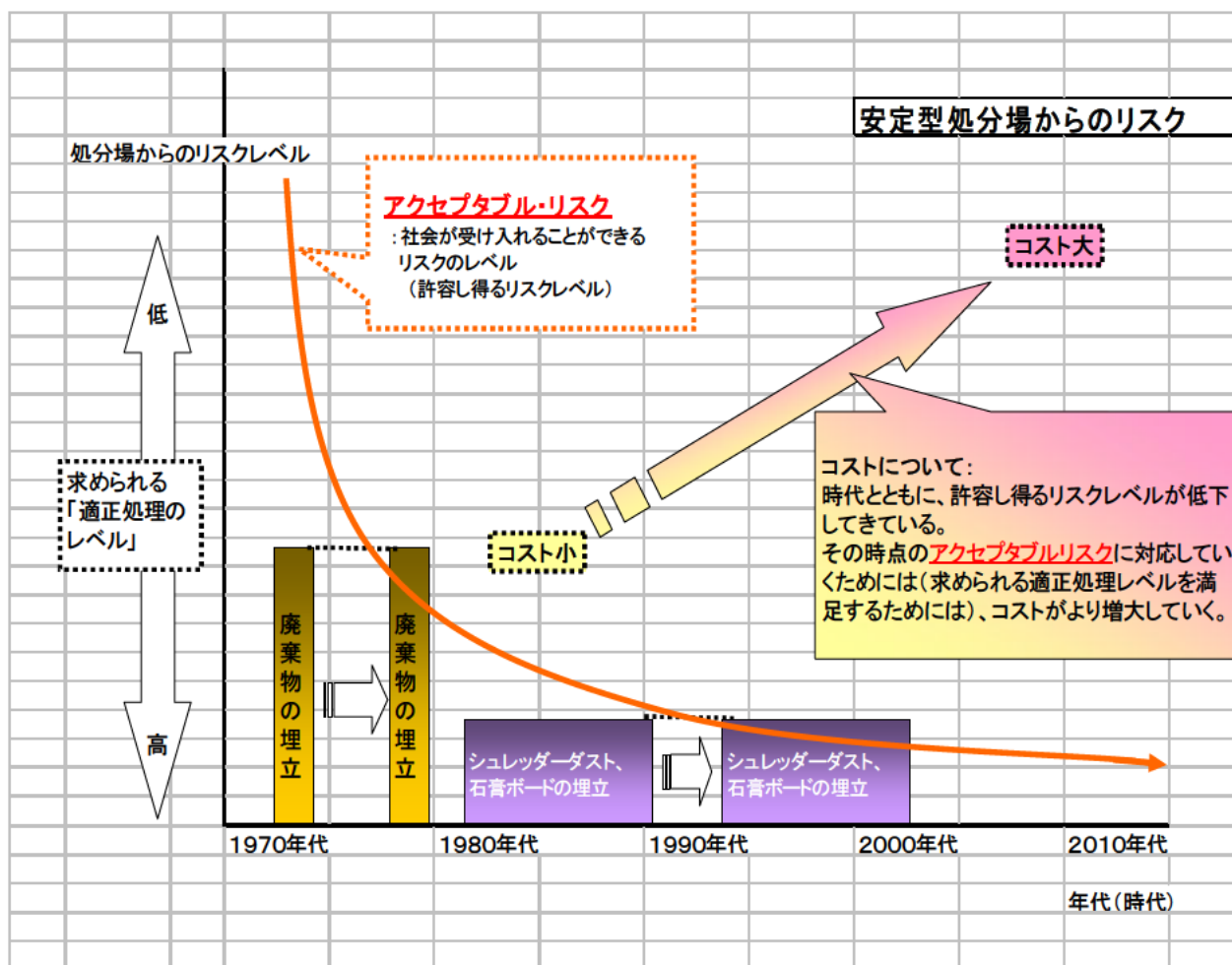
このことから、対象事案の論点として考えられた個別対応の評価やそれを踏まえた総合的な評価としては、厳しい評価をせざるを得ない。

対象事案において、周辺地域の生活環境保全上の支障のおそれを生じさせた要因は、一義的には事業者の責任であることは言うまでもないが、指導監督権限を有し、産業廃棄物行政を担う県(組織)としての対応の不十分さも、その要因のひとつとなっていることは否定できない。

このことから、県としては、これまでの行政対応の課題を真摯に受け止め、二度とこのようなことが起きないようにするため、様々な再発防止策を検討し、それを効果的に実施していく責務がある。

なお、対象事案の調査検討に必要な公文書の一部が保管されていなかったが、施設使用前検査の業務報告などは対象事案にとって重要な公文書であることから、適切に保管すべきである。

【参考図 1 社会が許容し得るリスクレベルの変化】



(出典: 鳥取環境大学 田中勝 教授 作成)

7 再発防止について

(1) 委員会からの再発防止についての提案・提言

県においては、これまでに、様々な再発防止対策を講じてきているが、当委員会として、総合的な評価の結論を踏まえ、次のとおり、これからの再発防止について提案・提言する。

法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成

～ 廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～

廃棄物行政においては、産業廃棄物の適正処理を確保するため、都道府県知事に規制権限が認められており、廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法の趣旨に沿って、的確に規制権限を行使する必要がある。

しかしながら、廃棄物処理行政にとどまらず、規制権限の行使は、事業者の権利を制限し義務を課するものであって、都道府県知事に認められた裁量権を逸脱・濫用すれば、その権限行使は違法となり、廃棄物行政への信頼が揺らぎ、また、事業者の権利を不当に侵害することになりかねない。

よって、廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、適時的確に規制権限を行使し、不適正処理事案に対処していく必要がある。

そのためには、廃棄物処理法を運用解釈し個別事案に当てはめるための知識（技術）や共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を把握することが必要である。

このような基礎的な知識を備え、廃棄物処理法を正確に理解して、はじめ、適時的確に事案に対処できるのである。

対象事案では、保管されている公文書や聴き取り調査から、都道府県知事に規制権限の行使が認められているにもかかわらず、権限がないとの認識や、正確な測量が実施できなければ、事業者に改善命令や行政指導すら実施できないとの認識でいた職員がほとんどであり、また、行政処分の手続を正確に理解していない職員もいたことから、適時的確に改善命令や許可取消を検討できず、それにより、大規模な産業廃棄物の不適正処理に繋がったのである。

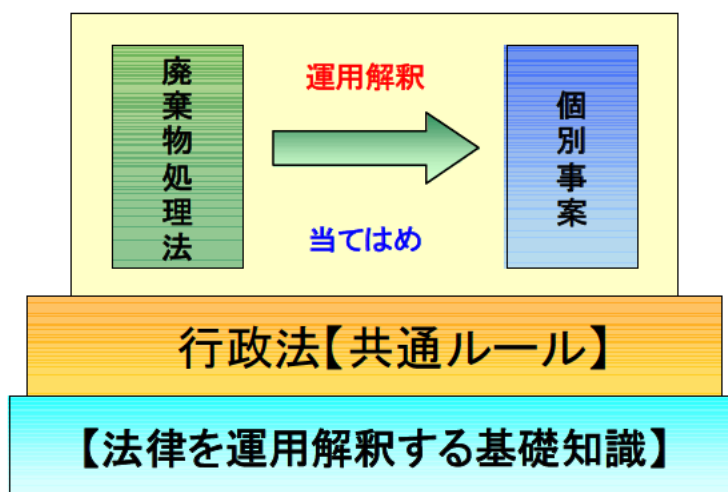
しかしながら、当初から、廃棄物処理法は都道府県知事に改善命令や許可取消などの規制権限を認めており、また、行政処分における事実認定の考え方が理解されていれば、正確な測量ができなくても、改善命令を発出できたはずである。

規制権限を逸脱・濫用することなく、適時的確な指導を実施するためには、このような法律の基礎的な知識を備えることが必要であるが、その都度、研

修を実施するだけでは困難であり、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が重要である。

<模式図>

廃棄物処理法を運用解釈するうえで必要な基礎知識



② “経験知”を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開

効果的で実効性のある監視指導を実施するためには、専門的な知識や情報にとどまらず、職員の“経験”や“ノウハウ”を組織全体で共有して、これを引き継いでいくナレッジマネジメントが必要である。

そのためには、ア) 職員の“経験”、“ノウハウ”、専門的な知識及び情報（ナレッジ）を組織で共有する仕組み（体系的な監視指導システムの構築）とイ) 組織で共有したナレッジを的確に引き継ぐ仕組み（的確に情報を伝達できる引継システムの構築）の両方が必要である。

ア) 体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、各施設のリスクと現状を的確に把握する必要がある。そのためには、施設の形状や監視指導状況を時系列的に整理し、その施設の顕在的なリスクだけでなく、潜在的なリスクを認識することが重要である。的確なリスク認識と現状把握があってはじめて、的確な指導を実施することができるのである。

それぞれの時期に対象事案に携わった職員は、各施設への立ち入りにお

いて、法律に違反する事実が認められれば適宜指導を実施している。

しかしながら、保管されている公文書や聴き取り調査から、職員は、その改善状況を的確に把握しておらず、事業者の履行状況に沿った適切な指示をしていない（職員によっては、文書で警告することで解決したと認識し、主体的に改善状況を把握する意識が欠如していたものもいた。）

また、許可施設の形状を把握せずに立入をしている職員もあり、およそ、的確な指導を実施するための情報すら備えていなかったと言わざるを得ない。

結果的に、対症療法的な指導を実施するにとどまったことが、大規模な産業廃棄物の不適正処理に繋がっている。

さらに、対象事案は、本件施設の設置当初から排水基準の遵守を度々求められ、本件施設での事業活動再開後の平成6年3月には、BODが排水基準を超過しているとして文書警告を受けている経緯があり、このことを認識していれば、一定程度の許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）が埋め立てられている蓋然性を認識でき、よりの確な指導を実施できたと考えられる。

今後は、許可の概要（施設の形状）これまで実施した指導経緯や事業者の改善状況を体系的に把握する監視指導システムを構築する必要がある。

そのためには、事業者毎に、許可の概要（施設の形状）指導経緯と改善状況を記載した総括表（監視指導カルテ）を作成し、これに基づき指導を実施していくことも有効的な手段である。

イ) 的確に情報を伝達できる引継システムの構築

対象事案では、職員によって、施設又は事業者に対する認識が異なり、このことにより、的確なリスク認識と現状把握ができなかったと考えられる。

聴き取り調査から、前任者から後任者へ個々の施設又は事業者について、詳しく引き継ぎがなされていない事実が認められる（職員が対象事案を懸案と認識してからも、引継書には、ほとんど対象事案についての記載がない。）

また、対象事案では、頻繁に行政指導を実施しているが、的確に改善状況を把握していない事実も認められる。

しかしながら、前任者から後任者に施設又は事業者に対する正確な情報を伝達することこそが、的確なリスク認識と現状把握に繋がるのであり、こうした正確な情報の確実な伝達により、産業廃棄物の不適正処理を早期に解決することができるのである。

そのためには、事業者に対する認識と施設の現状（指導経緯・改善状況）を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員に引き継ぐようなシステムを構築しておく必要があり、このシステム構築には、IT技術の利活用も検討すべきである。

措置命令事案の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施

県は、複数の不適正処理事案において、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じているとして、措置命令を発出しており、すでに産廃特措法に基づく実施計画書を国に提出し、行政代執行を実施している事案もある。

対象事案は、産廃特措法に基づく実施計画書を提出するため、同法及び基本方針に基づき、当委員会において、県が講じた措置の課題を明確にするとともに、再発防止策の提案・提言を行うものであるが、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている事案については、産廃特措法に拘わらず、自律的に当該事案を調査検討し、今後の廃棄物行政に活かし、効果的なPDCAサイクルを実施していくことが重要である。

措置命令発出事案は、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じているのであるから、原因者がこれを履行しなければ、行政代執行の実施を検討しなければならず、行政代執行に要する経費は、ほとんどの場合、すべて公費で賄うものであることからすれば、漫然と措置命令を発出し、行政代執行を実施するのではなく、これまでの経緯を検討するなかで、次に活かすヒントを見出すことが重要である。

廃棄物処理法の法規制は徐々に厳しくなり、今後、対象事案と同様の事案が懸案となることは少ないと考えられるが、新たな懸案もでてきており、そこには、対象事案と共通する課題も認められるところである。

そうであるならば、これまでの不適正処理事案を検討し、効果的なPDCAサイクルを実施していくことがより一層求められる。

厳格かつ適正な費用求償の実施

対象事案は、すでに緊急的な行政代執行を実施し、原因者に費用を求償しているが、原因者からは180,000円しか納付されていない。

産業廃棄物の不適正処理事案においては、措置命令を発出し、行政代執行を実施するときには、すでに原因者に資金がほとんどなく費用求償が困難な場合がほとんどであることも事実である。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであることからすれば、厳格かつ適正に費用求償を実施してこそ、公金支出の正当性を担保できるのであり、また、事業者には産業廃棄物の不適

正処理をする抑止力ともなりうるのである。

対象事案についても、国税徴収法に基づく財産調査を実施し、差押可能財産が認められれば、躊躇することなく差し押えるべきであったといえ、今後は、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施して、厳格かつ適正な費用求償に繋げていく必要がある。

効果的な再発防止策の実施について

当委員会は、短期的な視点・中長期的な視点の両方の視点から再発防止策を提案・提言しており、この提案・提言を効果的に実施するためには、段階的かつ継続的に取り組むことが必要である。

また、当委員会からの再発防止策の提案・提言を、一時的な取り組みで終わらせることなく継続的な取り組みとするためには、最初から完璧な再発防止策を実施することに固執することなく、最初は完璧なものでもなく、それを徐々に改善していくことが重要である。

なお、再発防止策の取り組みは人事異動があっても、引き継がれていくようシステム化することが必要不可欠であることは言うまでもない。

全国規模の不法投棄・不適正処理防止研修の要請

三重県をはじめ産業廃棄物の不適正処理事案の解決を求められている地方公共団体では、不適正処理事案の是正推進にとどまらず、積極的に未然防止策を講じているところである。

しかしながら、個々の地方公共団体の取り組みだけでは自ずと限界があり、全国規模での不法投棄・不適正処理防止研修が望まれるところであり、このような研修を通じ、先進的な取り組みを取り入れて、より効果的な再発防止策へと繋げていく必要がある。

環境省環境調査研修所でも各種研修が実施されているところであるが、当委員会としては、国において、不法投棄・不適正処理防止に力点を置いた研修の企画・立案・実施を期待するものである。

(2) 同種事案に関する提案・提言と現状

当委員会では、同種事案である四日市市大矢知・平津事案につき、平成19年7月の三重県知事からの諮問を受け、当該事案の調査検討を進め、平成21年1月に、三重県の講じた措置の課題を明確にし、再発防止策の提案・提言を行っている。

産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためには、県において、かかる再発防止策の提案・提言を真摯に受けとめ議論し、三重県の産業廃棄物

行政に活かすことが重要である。

そこで、当委員会としては、平成21年1月の再発防止策の提案・提言について、県がどのような措置を講じているかを調査検討することとする。

①監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ

昭和62年度に専任の産業廃棄物監視指導担当2名を配置して以来、時代とともに監視指導体制は充実してきている。

不法投棄や不適正処理等の発生を未然に防止していくためには、その組織体制を維持するとともに、悪質化・深刻化する事案に対応するために、現場最前線である地域機関の組織充実を含めた、更なる廃棄物行政全体にかかる組織体制強化の検討も必要である。

また、対象事案にかかる対応に関しては、違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導（事後対応）等が不十分で、実際の改善対策が進んでいない場合が見受けられる。指導や命令等を実施する真の目的は、違法状態の是正や改善対策の促進であるが、行政対応の「力点」を指導や命令等に至る経過（プロセス）に置いてしまいがちになり、真の目的達成のための、効果的で継続的な熱意のある行政対応に繋がっていなかったという実態もあった。

廃棄物処理法では、県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務があるとされており、その目的は、生活環境の保全を図ることである。廃棄物行政に限らず、行政は、その行動形態としてプロセス志向型組織になりがちであるが、対応の継続性が重要であることを十分念頭に置き、常に目的を明確化し、組織内で共有し、その目的達成のためのあらゆる方法を探り、自らの判断を絶えず見直すなど、「目的志向型組織」であり続ける必要がある。

<三重県の講じた再発防止策>

I 機動的な監視指導体制の整備

平成23年度から、廃棄物監視・指導室を現場最前線である地域機関と深く連携して不適正処理事案に対応していく地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対応していく広域指導グループに組織再編し、各グループに副室長を配置することで、より機動的な組織とした。

また、室長のマネジメントのもと、それぞれのグループが有機的に連動し、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することを目的とする組織風土の醸成に取り組んでいる。

②感覚・感性を磨く（自己研鑽）

廃棄物行政に携わる職員には、専門的知識の習得とともに、不法投棄や不適正処理等に繋がる「兆し（シグナル）」を見逃さない感覚を持つことが求められる。

不法投棄や不適正処理等は、発見や対応が遅れば遅れるほど、後々の改善や是正に多大な「費用、時間、労力」を費やすことになってしまう。

これまでに組織体制は充実してきてはいるが、その職員数と対応時間には限界があり、何から何まで全てに対応するわけにはいかない現状のなか、いかに関係のない情報（ノイズ）に惑わされず、優先的に対応しなくてはいけない事象から発信される「兆し（シグナル）」を見落とさないための感覚・感性（センス）を絶えず磨き、持ち続けていかなければならない。

また、職員の自己研鑽には、廃棄物資源循環学会や全国都市清掃会議等の廃棄物に関する調査研究会へ参加するとともに、その機会を情報発信の場として活用することも有効である。

<三重県の講じた再発防止策>

I 新任職員の自己研鑽と専門知識の共有

新しく産業廃棄物行政を担当することとなった本庁職員は、業務に必要な専門的知識を習得するため、各種研修会に参加し、必要に応じて地域機関の職員へ伝達研修を実施している。

【21年度以降に参加した研修会】

- ・日本環境衛生センター行政担当者研修
- ・基礎から分かる経営分析講座
- ・バーゼル法説明会
- ・暴力団排除対策のための講習会
- ・改正廃棄物処理法説明会 etc.

II 自己研鑽としての研修会への積極的参加と情報発信

環境省や地方公共団体が実施している実践的な研修会（産業廃棄物対策研修、廃棄物・リサイクル基礎研修）や連絡会（廃棄物行政に関する連絡会）等に職員を積極的に派遣するとともに、県内の事例などを積極的に発表することに努めている。

【実績】平成21年度	研修会21回、連絡会議	8回
平成22年度	研修会18回、連絡会議	12回
平成23年度（1月まで）	研修会14回、連絡会議	6回

③人材育成と組織力向上

職員の知識、感覚、意識等の向上のためには、一過性の教育機会の提供だけでなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要である。

廃棄物処理法等に関する知識習得だけでなく、他の関係法令等に関する知識の学習、OJT（On the Job Training：職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること）等を活用した実践的研修や知識伝達を進めるとともに、様々な廃棄物の課題に対して、一丸となって対応していくための「組織力」を更に強めていくための、学びあい・支えあう風土づくりを進め、学習し続ける組織であることが重要である。

<三重県の講じた再発防止策>

I ショートミーティングと県民相談簿による“経験知”の共有

平成23年度から、地域指導グループ（各地域班）と広域指導グループが参加して、毎朝、ショートミーティングを実施している。また、県民からの通報・相談に関しては県民相談簿を作成している。これらは、各職員の情報を組織全体で共有し、個々の職員が直接かかわっていない事案の対応方法や判断基準を知り、室員全員の問題意識、危機意識を醸成する機会（OJT）になっている。

また、職員の“経験知”を組織全体で共有する取り組みは、自らの事案に的確に対応できるだけでなく、将来起こりうる事案を予測する（考える）ための“ノウハウ”を学ぶ貴重な機会ともなっている。

なお、ショートミーティングでは、常に「県民の安全と安心につなげること！」を原点にして、様々な廃棄物の課題に向けての仕事の方向性を確認することとしている。

II 検討会・勉強会の開催による専門的知識の習得と共有

廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの個別課題については、具体的な事例についての勉強会や現地研修を行うなど、より実践的な研修を行うことに努めている。

さらに、測量や放射線の測定方法など、実際の業務に有用な知識についても模擬的な測量・測定を行う研修会を開催している。

分野勉強会の開催状況

年 度	日 付	内 容
19	第1回 (平成19年4月13日)	不適正処理問題事例からみた必要な対応、廃棄物行政に携わる職員の心構え
	第2回 (平成19年7月4日)	1. 告発上の留意事項 2. 条例改正について 3. 市魚さい処理工場の問題点について
	第3回 (平成19年12月25日)	1. 最近の地方行財政制度の動きについて 2. 行政代執行の実例と課題 3. PCB 廃棄物不適正処理事案について
20	第1回 (平成20年7月4日)	1. 費用求償の課題(講師) 廃棄物適正処理室 2. 行政対応の検証と今後の再発防止に向けて
	第2回 (平成20年8月22日)	1. 許認可事務及び行政処分 2. マニフェスト制度
	第3回 (平成20年10月17日)	1. 桑名市五反田事案、四日市市内山事案現地視察 2. 現地視察を踏まえた討論
	第4回 (平成21年1月14日)	1. 開発許可制度について 2. 『伝達研修』北九州環境技術創造道場
	第5回 (平成21年2月10日)	1. 政策解説「産業廃棄物条例はこうやってできた！」 2. 施策説明「平成21年度 ごみ行政のポイント！」 3. パネルディスカッション
21	第1回 (平成21年8月26日)	1. 優良性評価制度について 2. 市町における一般廃棄物処理の実態について 3. 行政代執行について 4. 監視指導の留意点について
22	第1回 (平成22年8月20日)	1. 災害廃棄物の処理について 2. 廃棄物処理法の改正について 3. 産業廃棄物に係る判例について

法制度（法律・条例）に関する勉強会の開催状況

年 度	日 付	内 容
2 1	平成 2 1 年 9 月 3 0 日	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例について
2 2	平成 2 3 年 3 月 2 日	廃棄物処理法及び条例の改正内容について

個別課題に関する勉強会の開催状況

年 度	日 付	内 容
2 1	平成 2 1 年 4 月	重要事案検討会
	平成 2 2 年 3 月	汚泥・残土の勉強会
2 2	平成 2 2 年 4 月	重要事案検討会
2 3	平成 2 3 年 4 月	重要事案検討会
	平成 2 3 年 8 月	測量勉強会
	平成 2 3 年 1 0 月	篩い下勉強会（ 2 回 ）
	平成 2 3 年 1 1 月～ 1 2 月	定期検査勉強会（ 焼却炉・最終処分場 ）（ 2 回 ）

学びあい・支えあう風土づくり（学習し続ける組織）

廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなど重要事案では、地域指導グループ全体で実施したり、通常 2 名で対応するところを 4 名以上で対応するなど、より多くの職員が参加し、その着眼点や指導方法などを職員が相互に確認することで、「個人力」での対応から「組織力」での対応への「変化」を目指している。

④多様な主体との連携

時代の変遷とともに、県としての監視指導体制は充実してきたが、不法投棄等が完全になくなっていないということも事実である。

早期発見、早期対応のために、県は、多様な主体との連携を図り、様々な施策や事業を進めていく必要がある。

ア) 県民（地域住民）との連携

地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。

そのことにより、「現場にいちばん近い」地域住民自らの監視の目も光ることとなり、行政と地域住民との連携による不法投棄等の早期発見に繋がっていくことが期待できる。

イ) 基礎自治体である市町との連携

様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政を一緒に担う市町と県が、相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。

ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

さらに、関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。

<三重県の講じた再発防止策>

I 県民（地域住民）との連携

◆県民からの不適正処理情報への迅速かつ的確な対応

廃棄物ダイヤル110番及び廃棄物ファックス110番を継続するとともに、一般電話による通報について、早期に現場を確認し、結果を通報者に連絡するなど迅速かつ的確な「相手の立場に立った対応」を実施するようになっている。

また、県民からの通報や相談は、県民相談簿にその処理状況を記録し、廃棄物監視・指導室に備えておくことで、通報者に誰でも的確に対応できるようにするなど、県民からの不法投棄をはじめ不適正処理情報を積極的に受け入れ、それを活かす活動を行っている。

地域住民の不法投棄パトロールへの支援

平成23年度から、住民団体の不法投棄パトロールをサポートするため、市町から推薦のあった団体に、腕章、車両用ステッカーの啓発資材の配布を行い、「現場にいちばん近い」地域住民自らの自主的な活動の活性化・定着化を目指している（平成23年度は3団体）。

【実績】平成23年度 3団体（平成23年5月30日啓発資材配布式）

- ・川島地区環境パトロール隊（四日市市）
- ・鈴鹿市自治会連合会（鈴鹿市）
- ・伊賀南部一般廃棄物処理協同組合（名張市）

基礎自治体である市町との連携

平成15年度から実施している県内市町との産業廃棄物の立入検査協定を継続して実施しており、毎年4月に市町職員を立入検査員に任命している。これにより、市町職員に産業廃棄物に関する立入検査を実施できる権限を認めている。

なお、立入検査協定を締結していない2市については、継続して協定の締結を促してきたところである。

また、立入検査協定を締結していない市を含め、県の地域機関は市町と廃棄物に関する情報を相互に交換するとともに、個別事案では、必要に応じて共同での立入検査や立会を行うなどの対応を行っている。

さらに、この協定の実効性を確保するため、立入検査権限が付与された市町職員を対象とした講習会を継続して実施している。

【実績】三重県市町不法投棄等防止対策講習会

平成21年度	平成21年10月13日開催	参加者	45名
平成22年度	平成22年12月15日開催	参加者	38名
平成23年度	平成24年1月19日開催	参加者	37名

各関係機関、関係団体との連携

業界団体との情報交換

社団法人三重県産業廃棄物協会との情報交換を定期的を実施し、産業廃棄物に関する法令等については、必要に応じて機関誌に掲載を依頼するなどして、事業者には法制度を周知している。

更なる情報提供協定の締結と講習会の実施による知識の普及

平成16年度から実施している10森林組合との不法投棄等の情報提供協定に加え、平成22年3月には、県内を巡回することが多い「JAF三重支部」及び「NTTファシリティーズ東海」とも協定を締結し、より幅広い情報提供の仕組みづくりに取り組んでいる。

なお、県が実施する産業廃棄物の講習会に、協定を締結した団体やその職員の参加を促し、産業廃棄物に関する知識の普及を図っている。

民間警備会社による監視パトロールの実施

平成21年度には、民間警備会社の“ノウハウ”を活かし、休日・平日夜間の監視を強化するため、平成22年1月から3月に民間警備会社に休日・平日夜間の巡回監視を委託し、不法投棄・不適正処理を早期に発見する取り組みを実施した。

平成23年度には、この結果を検証し、施設又は事業所の巡回監視に、より重点をおいた監視パトロールを実施している（平成23年7月～平成24年3月）。

他府県との連携

隣接府県や三県一市で産業廃棄物の積載車両の路上検査の実施するとともに、個別事案について、情報交換や指導方針に関する意見交換を行っている。

⑤情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信

様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。

また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけではなく、不適正処理等に関する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。

<三重県の講じた再発防止策>

I 行政処分や再資源化施設の公表

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年4月施行）に基づき、行政処分の情報を三重県のホームページで公表しており、許可業者にとどまらず、排出事業者の産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高め、産業廃棄物の不適正処理の抑止力にもなっている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化施設（がれき類又は木くずの破碎施設）の状況を県のホームページで紹介し、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進している。

【産業廃棄物処理業者に関する処理業許可取消処分情報件数】

21年度：8件、22年度：11件、23年度（1月末）：5件

【掲載事業所数（23年度：がれき類（78事業所）、木くず（82事業所）】

II 他法令所管部局・県警との情報の連携（情報交流）

不法投棄や不適正処理に関する情報については、これまでも警察や他法令所管部局との情報交換に努めてきたところであるが、事業者に指導を実施する場合も、必要に応じて、合同での立入調査を実施できるよう、警察や他法令所管部局と事前に調整し、より緊密な連携に努めている。

また、個々の不適正処理事案では、農地法や開発許可など他法令を所管する部局と調整しながら、事業者への指導を実施している。

III 「わかりやすい（やさしい）情報」の積極的な発信

地域住民からの生活環境保全上の支障等に関する懸念の声には、回覧板で利用できるような、平易な表現でできるだけ分かりやすい資料を作成し、随時、提供している。地域の自治会長等を通じて、事案の現状や県の対応状況などを積極的に発信し、地域住民に広く周知できるよう努めている。

⑥守りだけではない、“攻めの”廃棄物行政推進のための新たな施策展開

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（平成20年三重県条例第41号）を制定（平成21年4月1日施行）しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

廃棄物行政を進めてきた数十年の知見（知恵）は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけでなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段（杭等）のみならず、GPS（Global Positioning System：全地球測位システム）等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。

エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処分に起因した生活環境保全上の支障等の除去を行政代執行により行う場合、各自治体は、技術的、財政的な側面のほか、住民等とのリスクコミュニケーション等総合的な検討を行うこととなるが、対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。

これからの再発防止を考え、そして行動し、国民や時勢に求められる廃棄物行政を推し進めていく糧とするためには、地域や事案の特性は違えども、全国の関係自治体が、こうした課題に関する相互の情報交換等を進め情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、お互いに学び、知恵を共有する姿勢をもって、より一層の連携を深めていくことが大切である。

<三重県の講じた再発防止策>

三重県条例による独自規制の実施

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例で、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「排出事業者による処分委託先の実地確認」、「産業廃棄物の保管場所に係る届出」及び「土地所有者等の責務」に関する規定を整備し、平成22年の廃棄物処理法の改正において当該規定が整備されるまで、法に先駆けて独自の規制を実施していた。

また、県外からの産業廃棄物の搬入についても、県がその発生工程などを事前に把握できるよう条例の規定を整備し、不適正な処理が発生しないよう事前確認を実施している。

さらに、産業廃棄物処理業者の処理実績については実績報告書未提出者の氏名を、また、PCB廃棄物については紛失や事故漏洩等に関する届出内容について公表を行うとともに、産業廃棄物多量排出事業者の適正管理計画及び実施状況報告については、平成11年度から廃棄物処理法で定められた年間1,000t以上の排出事業者に加え、500t以上の排出事業者に対して策定・報告の指導を行うことで、関係事業者の適正な処理を促進している。

【県内搬入届出件数(22年度:559件)】

【PCB廃棄物の紛失・事故届出件数(22年度:3件、23年度(1月末):1件)】

【産業廃棄物処理実績報告書未提出者数(22年度:194件)】

【適正管理計画・実施状況報告件数(22年度:632件)】

PCB廃棄物の不適正処理の未然防止

PCB廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、平成20年度からPCB廃棄物専門員2名を配置し、地域機関と連携して県内の1,000を超えるPCB廃棄物保管事業者へ順次立入し、適正保管及び早期処分等について指導を実施している。

【PCB立入指導件数】

20年度:814件、21年度:662件

22年度:441件、23年度(1月末):372件

多量排出事業者に対する指導の実施

年間500t以上の多量排出事業者に対しては、排出事業者責任に基づく適正な処理を推進するため、環境技術指導員2名による適正管理計画等の策定指導を実施している。

【適正管理計画策定企業訪問件数】

20年度:76件、21年度:49件、22年度:24件、23年度(1月末):67件

分かりやすい「産業廃棄物処理の手引き」への改訂

平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物にかかる基準等を簡潔にまとめた「産業廃棄物処理の手引き」を改訂し、産業廃棄物の処理に関わる事業者のみならず産業廃棄物行政を担当する県職員にも広く活用できるものとした。

分かりやすい「許可申請の手引き」への改訂

産業廃棄物処理業者への許可申請の審査を担当する地域機関の職員が円滑かつ公平・公正な審査・指導が行えるよう許可基準のひとつである経理的基礎に関する審査の指針及び手順を定めたガイドラインを新たに作成するとともに、法改正やガイドラインを踏まえ、「産業廃棄物処理業の許可申請の手引き」を見直し、適正な許認可事務が行えるよう“ノウハウ”の共有化を図っている。

定期検査マニュアルの作成

平成22年の廃棄物処理法の改正により、新たに設けられた廃棄物焼却施設及び最終処分場等の定期検査についても、職員が公正かつ厳格に検査が実施できるよう三重県廃棄物処理施設定期検査実施マニュアルを作成し、全職員が統一的に取り扱えるようにした。

監視指導の標準化の実践

これまで、環境省の「行政処分の指針」を基本に監視指導を実施してきたが、平成23年度には、事業者への対応をより標準化するため、監視・指導のフローを室全体で検証・整理し、OJTで全職員に浸透させるとともに、この考え方に基づき、監視・指導の実践を図っているところである。

また、建設混合廃棄物の取扱いなど特定の課題についても、職員により異なる指導とならないよう考え方を整理し、室内会議において組織全体での共有を図っているところである。

今後は、異動時の教育訓練により、これらの考え方を引き継いでいく予定である。

定点での各種写真の継続保存

スカイパトロールでの継続的な状況把握

スカイパトロールでは、不適正処理事案だけでなく、問題のない施設や事業所についても、継続的に状況写真を撮影し保存している。なお、当該

施設や事業者で不適正処理が発生したときに、的確な監視指導が実施できるよう写真の撮影場所の選定に配慮している。

なお、これまで監視指導を実施していない地点について、過去の状況を把握する必要があるときは、必要に応じて、国土地理院が撮影した航空写真により補完することとしている。

日常の監視指導による継続的な状況把握

日常の監視活動では、これまでも状況写真の継続保存に努めてきたが、監視日報の作成において、前回の立入時や過去の状況との比較できることをより重視して、監視箇所を撮影することとしている。

特に、改善指導中の事案では、定点における撮影を重視する意識付けがなされてきており、その結果、同一位置からの写真撮影が行われることが多くなってきているところである。

また、平成23年度に実施している、不法投棄・不適正処理の発見を図るための民間警備会社による巡回監視でも、定点から施設及び事業所を撮影することとしている。

G P Sシステムの技術活用による把握確認

近隣に人家がない山林での不法投棄や不適正処理事案等において、必要に応じて、カーナビゲーションシステムにおけるG P S機能を、現場位置の確認やその後の継続的な監視時の位置把握に活用している。

また、大規模最終処分場での分析試料の採取場所や測量ポイントの確認・把握にG P Sを使用するなど、現場でのひとつのツールとしてG P S利用に努めている。

全国の不適正処理事案関係自治体との連携

県では、産廃特措法に基づく実施計画書を提出した地方公共団体と定期的な会議を開催し、情報交換を積極的に行うとともに、共通の課題について議論を重ね、実務に役立てることとしている。また、このような会議を通じて、各自治体の担当者同士が日常的に情報を交換できるネットワークが形成されつつある。

<全国自治体連携会議の開催状況>

回数	年度	開催日	関係県	現地視察先	出席者数
1	20	平成21年2月 12日～13日	三重県	三重県桑名市 五反田地内事案	33名
2	21	平成21年10月 27日～28日	青森県	青森県・岩手県境 不法投棄事案	40名
3	22	平成22年10月 25日～26日	岐阜市	岐阜市北部地区 産業廃棄物不法投棄事案	35名
4	23	平成23年10月 26日～27日	香川県	豊島不法投棄事案	36名

<県の再発防止策の取組と今後に向けての提案・提言>

県は、平成21年1月に同種事案の再発防止策の提案・提言を受け、徐々に再発防止策を実施していることが認められる。

しかし、再発防止策は、一時的な取り組みで終わらせることなく継続的な取り組みとすることが重要である。

また、社会情勢などの外部環境の変化に即応し、新たな課題を解決する必要もある。

そのためにも、再発防止策を継続的に実施し改善するというPDCAサイクルを効果的に実施することにより、産業廃棄物行政のクオリティを高めていく必要があると考える。

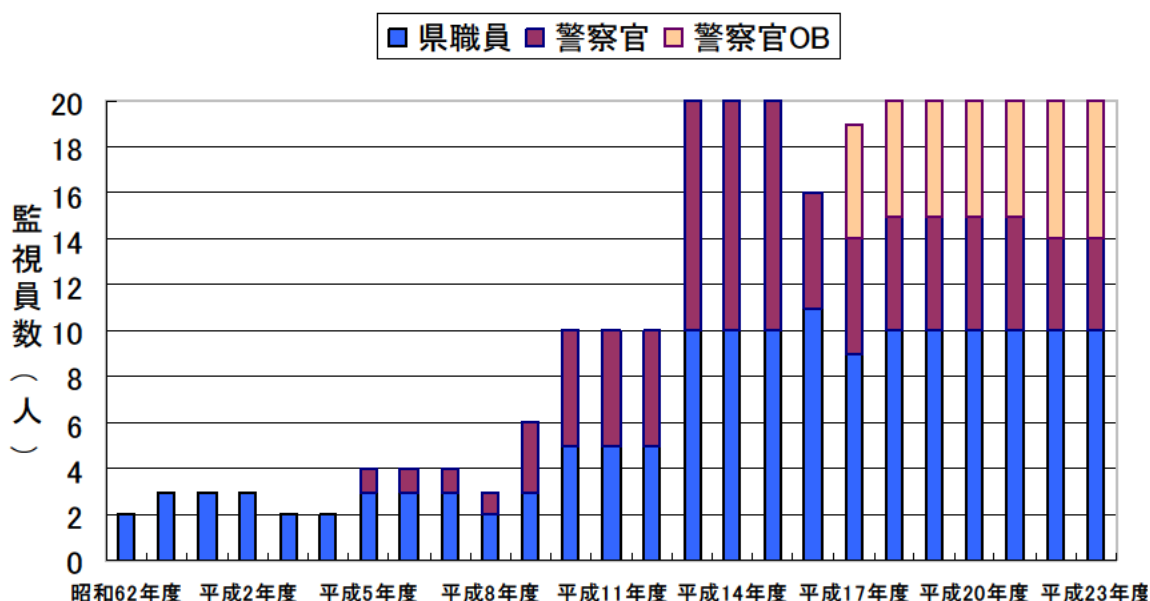
(3) 県の再発防止策の現状【参考】

なお、県は、これまでに、次のような再発防止対策を講じてきている。

①監視・指導体制の強化

昭和62年度に本庁内に専任の産業廃棄物監視担当2名を配置し、県内の産業廃棄物処理業者等の監視を開始して以降、監視・指導体制を年々強化し、平成23年度は警察官4名、警察官OB6名を含む20名体制で監視・指導を展開している。

[監視・指導体制の変遷]



[平成23年度上半期の実績（平成23年4月～9月）]

・監視・指導件数

	延べ監視数	指導数	指導内訳
件数	1,974	499	口頭指導 465 文書指導 34

・休日等監視活動日数：37回、早朝・深夜監視活動日数：11回

・主な指導等の内容

- 処理基準違反及び保管基準違反への警告、是正指導
- 不法投棄の撤去指導
- 野外焼却への警告

廃棄物行政を担当する職員の資質向上【再掲】

本庁（環境森林部循環型社会構築分野）及び地域機関（環境事務所）において廃棄物行政に携わる職員を中心とした勉強会を定期的を開催している。

[平成20年度～平成22年度の実績（平成20年4月～平成23年3月）]

- | | | |
|-------|--------|--------------------|
| 平成20年 | 7月4日 | ・費用求償の課題 |
| | | ・行政対応の検証と今後の再発防止 |
| | 8月22日 | ・許認可事務及びマニフェスト制度 |
| | | ・行政処分 |
| | 10月17日 | ・不適正処理現場現地研修及び意見交換 |
| 平成21年 | 1月14日 | ・開発許可制度 |
| | | ・伝達研修（北九州環境技術創造道場） |
| | 2月10日 | ・産業廃棄物条例 |
| | | ・ごみ行政のポイント |
| | 8月26日 | ・優良性評価制度 |
| | | ・一般廃棄物処理の現状 |
| | | ・行政代執行 |
| | | ・監視指導の留意点 |
| 平成22年 | 8月20日 | ・災害廃棄物の処理 |
| | | ・廃棄物処理法の改正 |
| | | ・産業廃棄物に関する判例解説 |



【平成20年10月17日現場研修風景】

市町との連携、森林組合との連携【再掲】

県内市町と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して立入検査権限を付与し、県内森林組合（10組合）と不法投棄等の情報提供に係る協定を締結し、また、市町立入検査員及び情報提供協定を締結した事業者の知識向上を目指し、担当職員等を対象とした講習会を開催している。

[平成23年度の実績]

- ・市町職員への立入権限付与人数
196人
- ・不法投棄等防止対策講習会
平成24年1月に開催し、
県内市町や森林組合等から
37名が参加



【平成24年1月19日講習会風景】

様々な情報提供（情報収集）のツール

廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の情報を少しでも早く把握することを目的として、廃棄物ダイヤル110番及び廃棄物ファックス110番を設置している。

廃棄物ダイヤル 110番：0120-53-8184（ごみはいやよ）
 廃棄物ファックス110番：0120-53-3074（ごみ三重なし）

[平成23年度の実績（平成23年4月～12月）]

通報件数 廃棄物ダイヤル110番：35件（内訳は次のとおり）

	不法投棄	野外焼却	不適正処理	その他	計
件数	12	5	4	14	35

他府県等と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施

県境付近では、岐阜県や滋賀県等との共同で、又は、三県一市（愛知、岐阜、三重、名古屋）でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正運搬、適正処理等について指導、啓発を実施している。

[平成23年度の実績（平成23年4月～10月）]（県内実施分）

- ・実施日：平成23年5月31日及び10月25日（各1ヶ所）
- ・場所：国道1号（亀山市内）、国道258号（いなべ市内）
- ・路上検査車両数：37台



防災ヘリ等を活用したスカイパトロール等の実施

防災ヘリや県警ヘリによる上空からの監視、悪質な事案に対する重点的な監視、休日や早朝夜間の監視等を実施している。

[平成23年度上半期の実績(平成23年4月~9月)]

- ・スカイパトロールの実施回数：1回
- ・休日等監視活動日数：37回
- ・早朝・深夜監視活動日数：11回



【四日市市内山事案(平成22年9月 スカイパトロールにて撮影)】

排出事業者等に対する指導や意識啓発等

事業者等の自主的な情報公開の促進、産業廃棄物処理に関する知識習得や情報収集のための産業廃棄物適正管理セミナーの開催している。

また、廃棄物処理法の改正情報や各種通知等を提供するため「三重産廃情報メール」を配信している。

[平成22~23年度の実績]

- ・自主情報公開事業者数：620事業所(平成23年3月末実績)
- ・産業廃棄物適正管理セミナー
22年度：2回 延べ437名、23年度：1回 260名



【セミナー風景】

⑧監視カメラの運用、監視情報のデータベース化

不法投棄等の未然防止のため、監視カメラ通報システムの整備活用及び監視・指導情報のデータベース化を実施している。



【設置作動中の監視カメラと通報映像】

産業廃棄物監視・指導支援システム

メインメニュー

andload11

種別	文書日付	文書の種別	入力機関	事実名
監視日報	H29.01.29	監視日報	西日本森林工環地務部	名古屋市緑区事業
業務報告	H29.01.29	監視日報	名古屋地環地務部	名古屋市緑区事業
監視日報	H29.01.29	監視日報	西日本森林工環地務部	名古屋市緑区事業
監視日報	H29.01.29	監視日報	西日本森林工環地務部	名古屋市緑区(町)事業
内訳資料	H29.01.29	内訳資料	西日本森林工環地務部	名古屋市緑区事業
事業者報告文書	H29.01.29	事業者報告文書	西日本森林工環地務部	名古屋市緑区事業
事業者指導・内訳資料文書	H29.01.29	事業者指導・内訳資料文書	本庁	愛知県緑区(町)事業
監視日報	H29.01.29	監視日報	伊勢森林小産廃工環地務部	伊勢市緑区事業
業務報告	H29.01.29	業務報告	伊勢森林小産廃工環地務部	伊勢市緑区事業
監視日報	H29.01.29	監視日報	名古屋地環地務部	名古屋市緑区(町)事業
業務報告	H29.01.29	業務報告	名古屋地環地務部	名古屋市緑区(町)事業
事業者指導・内訳資料文書	H29.01.29	事業者指導・内訳資料文書	名古屋地環地務部	名古屋市緑区(町)事業
業務報告	H29.01.29	業務報告	名古屋地環地務部	名古屋市緑区(町)事業

ログアウト 指示機の設定 指示機の変更 実行

【産業廃棄物監視・指導支援システムのパソコン入力画面】

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

平成18年4月から「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を導入し、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めてきたところであるが、規則第9条の3の規定による「優良産廃処理業者認定制度」が平成23年4月から実施され、旧制度における「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全への取組」の3要件から、新制度においては「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェスト」、「財務体質の健全性」の6要件を満たすことが必要となり、この6要件を満たす優良産廃処理業者については、許可証に優良マークが記載されるとともに、許可期間が5年から7年に延長されるインセンティブが付与されることとなった。

1 【旧制度実績（平成23年3月31日現在）】

許可区分	旧制度適合事業者		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	35	8	43
産業廃棄物処分業	0	3	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業	21	5	26
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0
合計	56	16	72

2 【新制度実績（平成24年1月31日現在）】

許可区分	新制度認定事業者		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	33	10	43
産業廃棄物処分業	0	6	6
特別管理産業廃棄物収集運搬業	19	7	26
特別管理産業廃棄物処分業	0	1	1
合計	52	24	76

⑩三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議

平成19年6月12日、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、発生のおそれ、発生又は事後処理等に関して、関連する法令等を所管する各部が連携して必要な事項を協議し、不法投棄等に迅速かつ的確に対応するため、県庁内連絡会議を設置し、情報交換や情報共有等を実施している。

[平成23年度構成メンバー：関係法令等の所管担当室長等により構成]

環境森林部（理事、循環型社会構築分野総括室長、廃棄物対策室長、廃棄物監視・指導室長、廃棄物適正処理プロジェクト推進監、森林保全室長）、農水商工部（農地調整室長）、県土整備部（建設業室長、流域維持管理室長）、総務部（法務・文書室長、税務政策室長）

<開催実績>

年 度	実施回数	テ ー マ
平成19年度	5回	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等未然防止対策の推進 ・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内） ・B社悪臭問題 ・B社悪臭問題 ・B社悪臭問題
平成20年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）
平成21年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・員弁川油流出事案（桑名市五反田地内） ・員弁川油流出事案（東員町筑紫地内）
平成22年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市源十郎新田地内 油滲出事案
平成23年度	0回	

⑪産業廃棄物の適正処理を進めるための県独自の条例の制定

産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的として、平成20年10月24日、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定している。



また、改正廃棄物処理法との整合を図るため、平成23年4月1日、条例の一部を改正した。

- ・事業者の義務（保管場所の届出等）
- ・土地所有者等の義務（所有地等の使用方法等の確認等）
- ・産業廃棄物処理状況等の透明化（処理状況の報告、行政処分公表等）
- ・PCB廃棄物の適正な管理（紛失時、事故時の措置等） など

(4) 三重県の産業廃棄物の不法投棄の推移【参考】

平成19～23年度の不法投棄(新規発見件数)は、次のとおりであり、近年は、件数は減少傾向にある。なお、平成23年9月末時点で、未撤去のものは、10トン以上では13件、710tである。

不法投棄件数及び投棄量 (上段：件数 下段数量(t))

	件数	10t以上件数(内数)
平成19年度	25 (559)	15 (531)
平成20年度	23 (254)	5 (205)
平成21年度	23 (426.4)	5 (393)
平成22年度	18 (462.3)	6 (451)
平成23年度	5 (179.7)	1 (166.6)

平成23年度は9月30日現在の件数

(5) 廃棄物ダイヤル110番・ファックス110番の推移【参考】

平成19～23年度の廃棄物ダイヤル110番件数・ファックス110番件数は、次のとおりであり、近年、件数は減少傾向にある。なお、その内訳としては、不法投棄及び野外焼却が多数を占めている。

<平成16年度からの通報状況>

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (12月末現在)
廃棄物ダイヤル110番	69	96	32	28	28	55	33	35
廃棄物ファックス110番	9	10	1	0	8	1	0	0

一つの通報で複数の内容申し立てがあり、実ダイヤル数よりも多い。

<平成21年度～平成23年度のダイヤル・FAX110番の内容>

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (12月末現在)
廃棄物ダイヤル110番件数		55件	33件	35件
内 訳	不法投棄	15件	12件	13件
	野外焼却	19件	5件	9件
	不適正処理	6件	4件	2件
	苦情	8件	2件	5件
	その他	7件	12件	4件
廃棄物FAX110番件数		0件	0件	0件

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

〔平成19年7月4日公布・施行 三重県条例第38号〕

（設置）

第1条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案（次条において「対象事案」という。）等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- (1) 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- (2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第4条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成 19 年 7 月 4 日三重県条例第 38 号）第 2 条の規定に基づき、四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案に係る県が行った措置等の調査及び産業廃棄物の不適正処分の再発防止について、貴委員会の意見を求めます。

平成 23 年 10 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬



諮問理由

【四日市市内山事案】

三重県では、平成16年度から、産業廃棄物不適正処理事案11事案について安全性確認調査を実施し、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者に支障の除去等を命じ、その是正に取り組んでいます。

そのなかで、四日市市内山事案は、廃棄物層に最大で5,000ppmという高濃度の硫化水素ガスが認められ、安全性確認調査専門会議においても、硫化水素ガスによる重大な事故のおそれはないものの、現状のままでは、悪臭などの被害が生じるなど生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、支障のおそれを除去するための措置を講じさせる必要があるとの意見をいただいております。原因者に対して、平成18年3月14日付けで措置命令を発出しました。

しかしながら、原因者が措置命令を履行しなかったことから、三重県では、平成19年2月16日から、緊急対策として、硫化水素ガスの回収処理をはじめとする行政代執行を実施しており、今後は、抜本的な対策工事（ガス発生抑制対策及び恒久対策）を実施したいと考えております。

こうしたことから、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止に向けて、当該事案に関して県が行った措置等の調査及び今後県が取り組むべき再発防止策についての検討を行い、産業廃棄物行政の推進に役立てていく必要があるため、貴委員会の意見を求めるものです。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員

	氏名	所属・職名
1	北見 宏介	名城大学准教授
2	佐脇 敦子	弁護士
3	田中 勝	鳥取環境大学特任教授
4	西川 源誌	弁護士
5	藤倉まなみ	桜美林大学教授

(敬称略 五十音順)